

茨城、平9不1、平9不3、平10.12.17

命 令 書

申立人 明秀学園日立高等学校ユニオン

被申立人 学校法人明秀学園

主 文

- 1 被申立人学校法人明秀学園は、申立人明秀学園日立高等学校ユニオン組合員X1、同X2、同X3、及び同X4に対して、各担当教科内の他の教員と差別することなく同等の授業時間を持たせなければならない。
- 2 申立人明秀学園日立高等学校ユニオンのその余の申立ては棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人学校法人明秀学園（以下「被申立人」という。）は、昭和26年に学校法人の許可を受け、肩書地に明秀学園日立高等学校（以下「学園」という。）を設置する学校法人であり、本件申立て時（平成9年3月）の学園の教職員数は約80名である。また、被申立人の運営は、理事長以下7名の理事による理事会により行われている。

なお、被申立人は、平成8年4月、それまでの女子校から男女共学制への移行に伴い、法人名を学校法人日立女子高等学校から現在の名称に変更するとともに、学校名を日立女子高等学校（以下「日立女子高」という。）から現在の名称に変更している。

- (2) 申立人明秀学園日立高等学校ユニオン（以下「申立人組合」という。）は、平成5年12月22日、日立女子高に勤務する教員12名で結成された労働組合で、本件申立て時の組合員数は9名である。

なお、申立人組合は、平成9年4月9日、日立女子高等学校教員組合（以下「教員組合」という。）から、現在の名称に変更している。また、申立人組合は、日本私立学校教職員組合（以下「日私教」という。）及び日本教職員組合（以下「日教組」という。）に加盟する労働組合である。

- (3) 被申立人には、労働組合としては、申立人組合のほか、明秀学園日立高等学校教職員組合（以下「別組合」という。）が存在している。「また、別組合は茨城県私立学校教職員組合連合（以下「茨城私教連」という。）及び全日本教職員組合（以下「全教」という。）に加盟している労働組合である。

2 申立人組合の結成とその後の労使関係

(1) 申立人組合の結成

- ① 平成5年8月25日、被申立人は、当時のZ1校長「以下「Z1校長」という。）を懲戒解雇し、日立女子高はこの懲戒解雇処分をめぐり、被申立人の決定を支持する教職員と、被申立人の決定に反発する教員で結成された「日立女子高とZ1校長を守る会」に分裂した。この「日立女子高とZ1校長を守る会」が申立人組合の前身であった。
- ② 同年12月6日、水戸地方裁判所日立支部において、Z1校長の地位保全の仮処分決定が出されたが、被申立人は仮処分決定に従わなかった。同月22日、日立女子高に勤務する12名の教員が教員組合を結成した。その執行部は、執行委員長がX1（以下「X1」という。）、副執行委員長がX5（以下「X5」という。）、書記長がX4（以下「X4」という。）であった。

当時、日立女子高には日立女子高等学校教職員組合（別組合の旧称）が存在しており、日立女子高に二つの労働組合が併存することになった。

(2) 平成6年度の日立女子高の混乱

- ① Z1校長解雇後、日立女子高では、Z2教頭が校長事務取扱に就任した。平成6年3月24日、平成6年度の校務分掌が、Z2校長事務取扱（以下「Z2校長事務取扱」という。）から発表されたが、翌25日には、Z1校長が決定した別の校務分掌が発表された。このため、平成6年度当初は、二つの校務分掌が存在することとなった。
- ② 同年4月6日の始業式の日には、生徒に対し、Z2校長事務取扱が決定したクラス担任とZ1校長が決定したクラス担任が発表されたが、3年3組のみ担任の調整ができず、翌日の新聞では二人担任ということで報道された。
- ③ 同年3月26日頃、時間割編成に使う授業配置板が、職員室からなくなった。このため、始業式後約1週間は、暫定的に前日の終礼までにクラスに発表する形で時間割表が作られていた。

なお、この授業配置版は、申立人組合員が持ち出したものであった。

(3) 暫定校務分掌の決定

- ① Z2校長事務取扱とZ1校長から二つの校務分掌が発表になり、指示命令系統が二つになったため、職場が混乱した（以下「二人校長問題」という。）。この混乱を終息させるため、Z2校長事務取扱が選任した教務部長Z3教諭（以下「Z3」という。）とZ1校長が選任した申立人組合の教務部長X6教諭（以下「X6」という。）が二つの校務分掌のすり合わせを行った。
- ② 平成6年4月11日、二人校長問題が解決するまでの暫定的な校務分掌（以下「暫定校務分掌」という。）が教職員に提案され、決定された。この暫定校務分掌では、X6とZ3は教務部長に名前を連ねた。暫定校務分掌が決定された翌12日の朝には、授業配置板は職員室に戻され

ていた。

(4) 職員集会の開催

- ① 二人校長問題により、日立女子高内の教職員が二つに分裂してしまっていたが、日立女子高を円滑に運営していくために、二人校長問題は抜きにして教職員全員一致でやっつけよう、教務部長のX6とZ3は、平成6年4月22日、「職員集会について」と題する文書を各教職員あてに通知した。
- ② この職員集会では、学校行事や生徒指導関係など様々な問題について意見調整や連絡調整が行われていた。当時、登校することはできるが何らかの理由でクラスへ入れない生徒にどう対処していくかが話し合われ、具体的に別室登校の制度（以下「別室登校制度」という。）を設けてはどうかという提案があった。職員集会は、全部で11回行われ、別室登校制度がその中心的な議題であった。
- ③ 同年7月8日、第10回の職員集会で、「別室登校生徒の授業履修について」が決定された。

(5) Z1懲戒解雇事件の和解

- ① 平成6年8月2日、Z1校長懲戒解雇事件は、水戸地方裁判所で和解が成立した。Z1校長は依願退職となり、Z4理事長は辞任、Z2教頭兼理事とY2教頭兼理事（以下「Y2教頭」という。）はそれぞれ理事を辞任し教頭として留まった。翌3日に、新理事長にY1（以下「Y1理事長」という。）、新校長にY3（以下「Y3校長」という。）が就任した。
- ② なお、和解条項の第6項には、「原告は、本校の教職員で『日立女子高とZ1校長を守る会』又は『日立女子高等学校教員組合』に加入して、本日までに被告のために活動した者に対し、その故をもって人事その他の面で不当な差別又は不利益取扱いをしない」という条項が入っていた。
- ③ 同年9月1日、二人校長問題の解決によりY3校長が新たに赴任してきた。この日、Y3校長によって作成された新しい校務分掌の発表が、Z2教頭からあった。
- ④ この校務分掌の決定にあたり、Y3校長の方針は、次のとおりであった。
 - ア 校務分掌は、暫定校務分掌ができる以前の、従来どおりの形に戻す。
 - イ したがって、暫定校務分掌の特別活動部は、従来どおり生活指導部所属とする。
 - ウ 暫定校務分掌では、教務部長が二人になっていたのを、これを一人にする。
- ⑤ この結果、Y3校長の新しい校務分掌では、X6が教務部長から図書部管理係の係長へ、X4が特別活動部長から生活指導部特別活動

の係長へ変更された。

(6) 申立人組合機関紙「フェンス」の発行

- ① 申立人組合機関紙「フェンス」（以下「フェンス」という。）は、平成5年12月22日、申立人組合結成と同時に第1号が発行され、その後かなりの頻度で発行されていた。フェンスは当初、申立人組合以外にも、朝のうちに、学校の別組合員や非組合員の机の上にも置かれるなど50部ぐらい配布されていた。そのほか、申立人組合と上部団体が同じ組合にも送られていた。
- ② 平成6年12月から平成7年3月までに発行されたフェンスには、「タチの悪いY3理事」、「理事長は壊れたレコードみたい」、「Y3校長がなかなかつかまらないそうなの」などと記載されていた。
- ③ 「フェンスは職員室の机の上に無造作に置かれており、非常勤講師の机の上などには一、二週間そのままということがあり、職員室に入ってきた生徒の目に触れる可能性があった。また、校外からフェンスの記事に関する問い合わせがあった。平成7年3月29日、被申立人は申立人組合に対し、労働組合の活動を逸脱しているのではないかと、「教員組合機関誌『フェンス』の論調に関する警告」と題する文書を出した。

なお、同年5月、申立人組合はフェンスの発行をやめている。

3 公費助成推進協議会

(1) 公費助成推進協議会の結成

公費助成推進協議会（以下「協議会」という。）は、昭和58年5月22日に開催されたPTA総会において協議会規約（案）が審議、承認されて、設置が決定された。

なお、学園のPTA会則第4条第2号には、PTAの事業として「学校の教育的環境の整備を計る」との規定がある。

(2) 協議会の組織

- ① 協議会会則によると、協議会の目的は、公費助成を推進させ、父母の経済的負担の軽減を図るとともに教育条件の維持及び向上に努めることとなっている。また、会員は、現在の協議会会則では「明秀学園日立高等学校PTA会員」となっているが、設立時の協議会会則（案）では、「日立女子高等学校に在籍する生徒の父母・教職員及び本会の趣旨に賛同する者」となっていた。
- ② 協議会には、委員が置かれており、委員長には校長が、副委員長には、PTA正・副会長及び学園事務長が、委員には、PTA専門委員会正・副委員長・PTA係教師及び別組合の代表者が就任することになっている。
- ③ 学園の校務分掌には、渉外部があり、その中にPTA係がある。
- ④ 協議会の委員長には、この四、五年、別組合の代表者は出席していない。

- ⑤ 毎年5月に開催されるPTA総会の中で、協議会の前年度の事業報告があり、また、当年度のPTA事業計画（案）には総務委員会の年間事業計画の一環として、協議会の署名活動が盛り込まれている。協議会の総会は、PTA総会をもって代えられている。
 - ⑥ 協議会の経費は、PTA総務委員会費及び寄附金（カンパ）によって賄われており、PTAの予算書及び決算書には総務委員会渉外費として協議会の請願用紙代、陳情費用が計上されている。
- (3) 署名活動
- ① 協議会の主たる活動は、公費助成のために毎年6、7月頃に行われる文部省及び県知事への請願と11、12月頃に行われる衆・参議院議長、県議会議長及び日立市長・日立市議会議長への請願のための署名活動であった。
 - ② 校長は、上記の署名活動に関してPTAからの依頼を受け、教頭を通じて同校生徒の保護者あての公費助成推進のための関係書類の配布及び署名用紙の回収をクラス担任教諭（申立人組合員を含む。）に指示していた。
 - ③ 公費助成推進のための関係書類は、協議会委員長及び副委員長名が入った保護者あての署名活動協力要請文書のほかに日立市長・日立市議会議長（以下「日立市長ほか」という。）あて請願書、衆・参議院議長あて請願書、県議会議長あて請願書、私学教育のおかれている現状や前年の請願活動の結果などが書かれた文書であった。
 - ④ 衆・参議院議長及び県議会議長（以下「衆・参議長ほか」という。）あて請願書の中に記載されている取扱い団体は、私学助成をすすめる茨城県連絡会議（以下「私学助成連絡会議」という。）となっており、世話人の欄には、茨城私教連の代表者名も連記されていた。また、私学教育のおかれている現状や前年の請願活動の結果などが書かれた文書中にも私学助成連絡会議の名前が記されていた。
 - ⑤ 私学助成連絡会議とは、茨城私教連傘下の組合が、その組合のある高等学校等を中心に行った署名活動の取りまとめを行っている団体である。平成7年11月時点では、A高等学校内に事務局が置かれていた。公費助成のための署名欄のついた衆・参議長ほかあての請願書は、私学助成連絡会議から学園に送られてきている。
 - ⑥ 日立市長ほかあての請願については、同じ日立市内にあるB高等学校と共同して行っており、1年ごとに交互に事務局が設置されている。
 - ⑦ 回収された衆・参議長ほかあての署名用紙は、私学助成連絡会議の事務局が置かれているA高等学校へ送られている。
 - ⑧ 日立市長ほかへの請願は、学園とB高等学校の校長、教諭、PTA役員及び理事長が参加して行われる。
- (4) 協議会への加入申入れ
- ① 平成7年5月に行われた団体交渉で、申立人組合は、被申立人に対

して、別組合の代表者がすでに入っている協議会の委員に、申立人組合の代表者を一人加えてほしいとの申入れを行った。

- ② これに対してY1理事長は、協議会はPTAを主体とする活動であり、被申立人は関知しないことなのでPTAの場で調整を図ってほしい、申立人組合から話のあったことは、PTAに伝えておくという趣旨の回答をした。その後、Y1理事長はその話をPTA会長に伝えた。
 - ③ また、団体交渉の席で申立人組合は、「(別組合)の署名を全校挙げてやるのであれば、われわれのもやらせてほしい。少なくとも私学助成の署名活動についてガイドラインを理事会で出してほしい」と要求したが、被申立人側の回答は、申立人組合がガイドラインを示せというものであった。
 - ④ この話合いは進展せず、また、その後の署名活動のやり方を巡る被申立人との対立もあって団体交渉はもつれた。
 - ⑤ 平成7年12月の団体交渉の席で、Y1理事長は、PTA会長に話しておいたとX1に伝えたところ、X1は、「ああ、あれは結構です。もうあきらめましたから」と答えた。
- (5) 平成7年度の署名活動と抗議
- ① 公費助成推進のための署名用紙は、クラス担当から生徒を通して保護者に配布されてきた。平成6年度に申立人組合は、茨城私教連の名前が記載された署名用紙の配布を申立人組合員に強要することは組合間差別にあたりと事務長に申し入れていた。
 - ② 平成7年6月、上記申入れにもかかわらず、ホームルームボックスに署名用紙が置かれていた。X1は、申立人組合員分を事務長に一括返却したが、PTA系の教諭や教科担当教諭を通じて配布された。
 - ③ 同年6月16日午後0時30分頃、職員室においてX1、X5及びX3教諭(以下「X3」という。)は、別組合員のZ5教諭(以下「Z5」という。)を取り囲み、Z5がY2教頭の指示で公費助成推進のための関係書類を未配布のクラスに配布したことに対して、激しく非難し、抗議した。この時期、学校では三者面談が午後に行われており、この時間は清掃の時間となっていたため、職員室や廊下を掃除していた複数の女子生徒やその場に居合わせた教職員はこの様子を目撃した。
 - ④ 同月22日午後5時頃、玄関近くの廊下で、X1、X3及びX5はZ5を取り囲み、上記16日と同じ理由で激しく非難、抗議した。Y2教頭が静かに話すよう促したが、X1等は、「原因を作ったのは教頭だ」、「前校長を首にしたのは教頭だ」などと怒鳴りつけた。職員室に戻ってから、「教頭は、教頭の仕事をしていない」などと怒鳴りつけた。この様子は、その場に居合わせた複数の女子生徒や教職員が目撃した。
 - ⑤ 同年11月9日、Y2教頭は職員朝会で、公費助成推進のための関係書類の入った「日立女子高等学校PTA」と印刷された封筒を生徒を経由して保護者に届けるようクラス担任に指示した。この封筒は、保

護者名が記載されており、封緘されていた。

- ⑥ 公費助成推進のための関係書類を封筒に入れて配布するようになったのはこの時からであった。
- ⑦ この封筒には、前期第1・3・(3)・③の文書が入れられており、署名用紙の回収期限は11月27日であった。
- ⑧ 同年11月9日、午後5時30分から午後9時30分の間、X1、X5及びX2教諭（以下「X2」という。）は事務室で、Y4労務担当理事兼事務長（以下「Y4事務長」という。）に対し、公費助成推進運動等の件で苦情等を申し入れた。
- ⑨ 同月中旬頃になると、保護者から上記署名用紙が届いていないとの問い合わせ等が学校に寄せられるようになった。11月30日に行われたPTA総務委員会でもこのことが問題として取り上げられ、保護者からは、配布しなかったクラス担任と学園を非難する発言があった。
- ⑩ 同年12月1日、職員朝会の時、Y2教頭は、署名用紙入り封筒を配布していないクラスがあれば申し出るよう話したが、申し出はなかった。
- ⑪ 同日、私学助成の補助金の使用状況について、茨城県監査委員の予備監査が行われることになっていた。職員朝会が終わった午前8時半過ぎ頃、X1、X3などは事務室へ来て、同日の職員朝会でY2教頭が署名用紙の入ったPTA名義の封筒が未配布のクラスは教頭まで連絡するよう指示したこと、署名活動の方法が組合間差別であること等についてY4事務長に抗議した5事務職員のZ6は監査の準備に忙しいので、話は後にしてほしいと要請したが、X1などはこれを聞き入れず、監査資料の準備が遅れた。
- ⑫ その後、Y2教頭が調べたところ、1年2組（担任X3）、2年2組（担任X7）、2年5組（担任X5）、3年4組（担任Z7）、3年7組（担任X4）及び3年8組（担任X2）で公費助成推進のための関係書類が未配布であることがわかった。
- ⑬ 申立人組合に対しては、その上部団体である日教組から、他の組合の署名運動には協力しないようという指示が文書で出されていた。
- ⑭ また、日教組からは、その指示文書とともに「ゆたかな私学教育の実現を求める国民会議」を取扱い団体とする署名用紙が送られてきていた。
- ⑮ 平成7年6月に行われた署名活動の時に申立人組合員等が配布しなかった署名用紙を、X1がY4事務長に返還したところ、PTA系の教諭や教科担当教諭を通じて、生徒に配布されたことがあったため、平成7年11月の時の未配布の封筒は、申立人組合のX1に預けられ、物理化学準備室の薬品庫に保管された。未配布の封筒の所在について、被申立人は、当事件の第5回審問でX3及びX1が証言するまでどこにあるのかわからなかった。

- ⑯ 平成8年になってから行われたPTA役員会やPTA代議員会でも、署名用紙未配布問題で議論となった。
 - ⑰ Y2教頭は平成8年4月下旬から5月上旬にかけて未配布クラスの担任教諭に事情を聴取した。しかし、明確な回答は得られなかった。
 - ⑱ Y2教頭は、平成8年5月16日付け文書「生徒保護者宛PTA封書について（報告）」により、PTA会長あてに調査結果の報告を行った。
 - ⑲ 平成7年11月に被申立人が配布を指示した公費助成推進のための関係書類の一部が配布されず、所在不明となったため、平成8年6月から、それらは、全生徒保護者あてに郵送されることになった。
- (6) PTA会長の照会文書
- ① PTA会長は、平成8年3月18日付け文書「生徒保護者宛PTA封書について（照会）」をX1及び未配布クラスの担任教諭あてに出した。この文書は、X1が上記文書を預かっているか否かの確認と、預かっている場合は、その理由及び事情等の説明を求める内容であった。
 - ② X1は、同年4月10日付け文書「平成8年3月18日付、貴職照会文書についての質問」をPTA会長あてに出した。この文書は、上記3月18日付け文書に対する回答ではなく、学園内に上部団体の異なる二つの組合があること、複数の公費助成推進活動があること、申立人組合が協議会に加入できないこと、PTA文書に学園の割印が押されていること、PTAは中立、公平な立場であるべきことの5項目について申立人組合の意見、疑問等が記されていた。
 - ③ PTA会長は、同年5月9日付け文書「生徒保護者宛PTA封書に関する照会への貴書簡による質問について」をX1あてに出した。この文書は、4月10日付け文書に対する回答、3月18日付け文書に対する説明要求及び11項目の質問事項を内容とするものであった。
 - ④ 平成8年5月下旬から6月上旬にかけて、PTA会長は、X1及び未配布クラスの担任教諭あてに3月18日付け文書の質問事項に対する回答を求める書留内容証明郵便を出したが、回答はなかった。

4 平成8年6月のストライキ

(1) 「いじめ問題取組についての総点検調査」をめぐる問題

- ① 申立人組合は、教員の職務内容は生徒の学習権を保障するものであり、生徒の人権、学習権は、教員としての人権や労働権と全く対等で重いものであると考え、組合員の雇用条件、労働条件と同時に、生徒の人権、学習権を保障していこうという二本柱で組合活動を進めていた。
- ② 平成7年12月、茨城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は文部省から委託されて「いじめ問題への取組についての総点検調査」を実施し、被申立人は、調査報告書を県教育委員会に提出した。平成8年2月13日、申立人組合は県教育委員会に対し、茨城県公文書の開

示に関する条例に基づき、被申立人の「いじめ問題への取組についての総点検調査」の調査報告書の開示を請求したが、同月29日、県教育委員会は、非開示の決定をした。

- ③ 同年4月24日、申立人組合は上記非開示決定に対し、異議申立てをした。翌25日、新聞各紙に、申立人組合の異議申立てについての記事が掲載された。
- ④ 常陽新聞には、「X1委員長によると、同校ではここ数年、特定の生徒を無視したり、机の中のもの捨てられるとか、『死ぬ』などの落書きがされるいじめが発生。登校拒否もあり、卒業までの一年間、教室の別室で個人授業を受けていた生徒もいたという」、「教員組合では教職員が一丸となっていじめ問題の対策に取り組もうと、学校側に調査結果の公表を求めたが拒否された」等と記載された。また、朝日新聞では、X1の話として、「学校側は『いじめ』に何の対策もとらなかった」と記載された。

なお、「学校側に調査結果の報告を求めたが拒否された」とあるが、申立人組合が被申立人側に、文部省の調査結果の公表を求めたことはなかった。

- ⑤ 同年5月1日、被申立人は申立人組合に対し、上記新聞記事の事実確認と記事の訂正申入れ等を求める文書「『いじめ問題への取組についての総点検調査』（文部省）に関する新聞記事について（照会）」を出すとともに、翌2日、全教職員に学校情報の扱いに注意を促す通達「校内情報の校外への開示について」を出した。その概要は、次のとおりであった。

ア 新聞に記載されたような事実が確認されなかったこと。

イ 学校の実態とは異なった悪いイメージを社会に与えるおそれがあり、また、学校の役員、教職員、生徒の保護者はもとより、日立市内の多数の識者から、記事に対する憤りの声が聞かれること。

ウ 学校の円滑な運営や生徒の人権を守るためにも就業規則第34条「…業務上機密とされた事項、又は不利益となる事項を他にもらしてはならない」に違反することのないよう注意すること。

なお、申立人組合は、同月7日、被申立人の上記文書に対し、学校運営に対する理事会の関与の仕方等を問題とする「平成8年5月2日付、貴職文書についての質問」と題する文書を出した。

- ⑥ 同月22日の団体交渉では、5月2日付け通達「校内情報の校外への開示について」をめぐり、申立人組合は、いじめ問題があったのか労使で実態調査すべきと提案したが、合意には至らなかった。さらに、同月31日の団体交渉で、申立人組合はこの文書の撤回を求めたが、被申立人はこれに応じなかった。このため、5月の団体交渉では、両者は対立の色を深めていった。

なお、同年6月5日、被申立人は、申立人組合の「平成8年5月2

日付、貴職文書についての質問」に対し、「平成8年5月7日付質問等に対する回答について」を出したが、申立人組合は被申立人の5月1日付けの新聞記事に対する照会文に答えることはなかった。

(2) 雇用保険加入問題

- ① 申立人組合は、組合結成以来、被申立人に雇用保険への加入を提案してきた。平成7年12月、申立人組合と被申立人との間で、被申立人は平成8年2月末までに雇用保険に入る時期を明示するという約束がされたが、同年2末日、被申立人から、現段階では加入時期を明示しにくいという趣旨の文書が出された。
- ② 被申立人は、雇用保険は法律で加入が義務付けられていることは承知していたが、全員が強制加入となる関係上、全教職員に制度への理解と保険料納入への協力を得るための時間が必要であると考え、申立人組合にその時間的猶予を申し入れていた。
- ③ これに対し、申立人組合は、雇用保険加入問題は申立人組合と被申立人との交渉事項であり、別組合も含めた全教職員の理解を雇用保険加入の前提とする被申立人の対応に問題があると考え、年内決着を目指し、ストライキ権を確立した。
- ④ 申立人組合は、平成8年5月28日付けで、被申立人に対し、同年6月1日から1週間のストライキ通告書を提出した。この通告書には、ストライキの理由、時間、参加者等の表示はなかった。
- ⑤ 同年5月31日、被申立人が申立人組合に対し、ストライキの理由について確認したところ、申立人組合が示した理由は、平成8年度春季生活闘争要求に関する団体交渉が5月末までに決着がつかなかったことに対する抗議ということであった。
- ⑥ ストライキは、同年6月1日から1週間、午前8時20分から10分間行われた。学園では、午前8時25分から職員朝会があったが、申立人組合員のうち必ず1名は職員朝会に出席して、ストライキに加わった教諭には連絡をとるという方法で、クラス運営に支障が生じないよう配慮されていた。
- ⑦ 早朝10分間のストライキは、生徒が登校する時間帯に、正門と本館玄関の間で組合大会が行われ、ハンドマイクを使って学園の非難、批判をする演説がなされた。そのため、生徒がそれを避けて登校せざるを得ないという状況が生じた。申立人組合は、昼休み時間、物理化学実験室の窓から組合旗を垂らしたが、被申立人の許可は得ていなかった。
- ⑧ このストライキは、開校以来初めてのストであった。同年6月5日、被申立人は申立人組合に対し、判断力の未だ十分でない生徒への影響や学校の施設管理面を考慮して、これらの行動を取りやめるよう警告した文書「争議行為に伴う集会などについて（警告）」を出したが、申立人組合はこれらの行為をやめなかった。

- ⑨ 申立人組合は、同年7月、日立公共職業安定所に雇用保険加入のための資格審査請求を行った。これが契機となり、同年8月、被申立人は、同年4月にさかのぼって雇用保険の加入を決定した。
- 5 平成8年11月のストライキ
- (1) プラスアルファ問題
- ① 申立人組合と被申立人との団体交渉において、プラスアルファの問題が協議事項となっていた。プラスアルファは、年間一時金と称されるもので、茨城県の公立学校教職員と日立女子高教職員の待遇に格差があったため、給与や退職金などの差額調整的なものとして支給されるようになったものであり、すべての教職員に対し均一の額が支払われていた。
- ② プラスアルファは、年2回の分割支給であり、前期分の支払い時期までに、被申立人がそれぞれの組合と団体交渉を開いて確認書を締結し、支払うということで行われていた。
- なお、非組合員の教職員は、別組合に対し賃金改定についての交渉を委任する委任状を提出しており、被申立人は、非組合員の教職員に対し、別組合と同じ条件でプラスアルファの支給を行っていた。
- ③ 平成7年度のプラスアルファについては、被申立人は、別組合と確認書を締結し、申立人組合員を除く教職員には、平成7年7月に前期分が支払われた。申立人組合は雇用保険加入をプラスアルファ妥結の条件としたが、被申立人はその前期分支払い時期までに雇用保険加入を決定できなかったため、申立人組合とは調印に至らず、支払うことができなかった。平成8年2月28日、被申立人は、申立人組合と、別組合と同一額の年間合計額255,000円を一括して同年3月に支払うことで確認書を取り交わし、同年3月8日に一括支払いがなされた。
- ④ 平成8年度のプラスアルファについては、被申立人は、別組合と、前期分として平成8年7月19日に130,000円、後期分として平成9年3月10日に125,000円を支払うことで確認書を締結し、申立人組合員を除く教職員に対し、7月19日に前期分の支払いがなされた。
- ⑤ 申立人組合は、平成8年度のプラスアルファについては、当初、年間合計額260,000円を要求していたが、雇用保険の加入を条件に上記金額にはこだわらない旨被申立人に伝えていた。しかし、前期分支払い時期である同年7月には、前年度と同様に雇用保険問題が解決せず、被申立人と申立人組合は、プラスアルファ支給について合意には至らなかった。
- ⑥ 被申立人は、平成8年8月下旬に雇用保険加入を決定したため、同年9月17日、申立人組合に対し、前期分として、申立人組合員を除く教職員と同額の130,000円を、同月20日に支給し、後期分として125,000円を平成9年3月10日に支給することを提案した。
- ⑦ これに対し、申立人組合は、平成7年度及び8年度のプラスアルファ

ァーの支給が遅れたこと及び申立人組合は少数なので財政的負担は少ないことを理由に、255,000円を9月20日に一括支給するよう要求したが、被申立人は、プラスアルファを一部の教職員に有利な条件で支給することは不公平になること、また、後期分については、従来から入学試験関係業務への協力に対する「ご苦労賃」的な意味合いもあることなどの理由で、申立人組合の要求を拒否した。

- ⑧ その後の団体交渉により、申立人組合は分割支給を受け入れることは了承したものの、前期分の支給が遅れていることを補うため前期分の支給金額の増額を主張した。これに対し、被申立人は、支給時期の遅れは申立人組合が一括支給を主張したことによること、また、前期分の支給金額の増額は他の教職員との間において不公平になることを理由に申立人組合の要求を受け入れなかった。
 - ⑨ 同年10月21日の団体交渉では、支給総額で一致はしたものの、支給の方法（一括支給か分割支給、分割支給の場合には分割の額と支給日）について、被申立人が別組合との合意内容を理由に申立人組合の提案を拒否したため合意には至らなかった。
- (2) ストライキの通告
- ① 平成8年11月、申立人組合は、プラスアルファの支給方法をめぐり、ストライキ権を確立して、再度団体交渉を求めた。同月15日、申立人組合は被申立人に対し、同月19日から22日までの4日間は、始業時から10分間のストライキを行い、記念式典が行われる21日は終日のストライキを行うが、クラス担任の式典への生徒引率については優先させるという内容の「ストライキ通告書」を出した。
 - ② 同月17日、被申立人は緊急理事会を開催し、対策が審議された。21日は、創立70周年記念館の竣工式兼二松学舎大学との特別提携披露が予定されている重要な日であり、学園にとって大切な来賓を迎えるにあたり、6月のストライキの時のようなことがあれば大変なことになるという懸念の意見が出された。被申立人は、このような状況では、21日はロックアウトで対応せざるを得ないとの結論に至り、実施の判断はY1理事長に一任された。
 - ③ 同日、被申立人は教職員に対し、「日立女子高等学校教員組合からのストライキ通告について」という、申立人組合のストライキを非難する文書を配布した。
 - ④ 同月18日、被申立人は申立人組合に対し、ストライキをやめるよう警告する「貴組合からのストライキ通告について（警告等）」と題する文書を通知した。また、Z8 1学年主任（以下「Z8 1学年主任」という。）が中心となって、ストライキの中止を求める教職員52名分の反対署名が集められ、同日、X1にストライキ中止の申入れがなされた。
- (3) ストライキの実施

- ① 申立人組合は、ロックアウトされた平成8年11月21日を除き、正門と本館玄関の間に、同月19日、20日及び22日の3日間、午前8時20分から午前8時30分までの10分間の集会を開き、ストライキを実施した。この時には、ハンドマイク、ゼッケン及び赤旗が使われた。
 - ② 同月19日、申立人組合のストライキ初日には、職員朝会である時間帯であったが、管理職である教頭二人のほかにも、生徒の登校指導という名目で、1学年を担当する教職員全員が玄関前に出てきていた。
 - ③ 同日、被申立人は申立人組合に対し、21日の終日ストに対して、「貴組合予定の11月21日ストライキについて」と題する書面で、申立人組合員全員のロックアウトを通告した。
 - ④ 同月20日、申立人組合のストライキ2日目、生徒の保護者が、申立人組合員にまとわりついたり、申立人組合員の耳元で「もっと教育の話をしろ」とか大声をあげたり、X5がハンドマイクで話をしている時に追い掛け回したり、申立人組合の集会を妨害するようなことがあった。
- (4) 終日ストライキの実施
- ① 平成8年11月21日、学園の創立70周年記念館「晃耀閣」の竣工式が行われた。また、この竣工式は二松学舎大学と学園との特別提携の披露も兼ねていた。このため、同日、被申立人はロックアウトを実施し、申立人組合員全員の構内立入りを拒否した。
 - ② 同日午前9時頃、申立人組合員9名は、「理事会は団交に応じろ」、「不当なロックアウトに抗議する」などと書いた紙を掲げ正門前で抗議をして、二、三十分で帰った。申立人組合員は、一言も声を発せず、ゼッケンは着用していたが、ハンドマイクも組合旗も持っていなかった。
 - ③ 同日午前9時過ぎ、1年生の父親が突然土下座し、「やめて下さい。お願いします」と申立人組合側に行動を中止するよう訴えた。
なお、この人物は、前日、申立人組合の集会を妨害した者と同一人物であった。
 - ④ また、申立人組合員たちがゼッケンをつけて正門前に集まっていたところ、来賓、招待客接待係の生徒3名が、「何ではずかしいことをするんですか。今はやめて下さい。みんな迷惑しています」とX1たちに訴えた。
- (5) 申立人組合非難文書の教職員への配布
- 平成8年11月29日、被申立人は教職員に対し、11月の申立人組合のストライキについて、Y1理事長とY3校長連名で申立人組合の行為に対する批判文書を出した。その概要は、次のとおりであった。
- ① 記念式典当日における終日ストライキが、教職員の多くや、生徒及び保護者に心配、不快感を与える結末となったこと。
 - ② 労使関係の問題を、生徒のいる教育現場や来客の前に持ち出したこ

と。

- ③ 申立人組合員の上記行為に対して、理事会として厳しい対応を迫られていること。

6 平成8年度給与改定問題

(1) 平成8年11月のストライキ後の団体交渉

- ① 給与改定については、例年12月に実施される茨城県教職員（以下「県教職」という。）の給与改定に準じて被申立人の給与改定案が作られ、同時期にそれぞれの組合に提示され、団体交渉を開いて決められていた。

なお、過去において、被申立人が提案した県教職に準じた給与改定案が、団体交渉の場で変更されることはなかった。

- ② 平成8年12月20日に行われた団体交渉で、被申立人は、「県当局に確認しなければならない事項があるため、12月の改定には間に合わない。確認ができ次第改定案を提示したい」旨説明し、申立人組合は、平成9年1月に団体交渉を開催することで了解した。
- ③ 平成9年1月14日、被申立人から申立人組合に対し、県教職の給与改定に準じた被申立人の改定案（平成8年4月にさかのぼって実施）が提示された。また、別組合にも同時に提示された。
- ④ 同月17日、申立人組合が、平成8年度の賃金はどうするのかY4事務長に尋ねたところ、「1月分賃金支給時期が迫っており、とりあえず理事会案で支給させてくれないか」との話があり、申立人組合は、後日団体交渉で合意確認し清算することを条件に暫定支給を了承した。
- ⑤ 同日、団体交渉にあっていたY1理事長が検査入院し、その結果手術を受けることになった。

なお、被申立人側の団体交渉の交渉員はY1理事長とY4事務長の二人であった。

- ⑥ 一方、別組合は、Y1理事長が入院中である事情などを斟酌し、団体交渉を行うことなしに、給与改定の確認書に調印することを了承した。
- ⑦ 同月20日、1月の給与支給日に、被申立人は、平成8年度の給与の4月から12月までの差額及び平成9年1月分の改定後の給与を別組合員及び非組合員の教職員に支給した。同時に申立人組合員にも暫定支給した。

(2) 団体交渉の一時中断

- ① X1は、Y4事務長に口頭及び文書で、団体交渉の申入れをし、文書での回答を求めている。これに対しY4事務長からは文書での回答はなく、口頭で「理事長が病気だからちょっと（団体交渉は）できない」という返事がなされた。
- ② 平成9年2月18日、申立人組合は被申立人に対し、「団体交渉申入書」を提出した。その申入書で、申立人組合は、「私学法及び本校寄

附行為によれば、各理事に代表権がありますので、理事長の体調不良については団交拒否または団交の無期限延期の理由にはなりません。理事長の出席が不可能であっても、理事会組織の責任として…Y 3 校長理事もしくはY 4 労務担当理事の何れかが団交に応じることを求めます」としていた。

- ③ 同月27日、被申立人は、申立人組合から申入れのあった団体交渉の議題に対し、被申立人の回答と一部議題への質問からなる「団体交渉申入書について」という文書を出した。
 - ④ その文書の中で、被申立人は、プラスアルファについては、平成9年3月10日に255,000円を一括支給したい旨回答したものの、申立人組合からこれに対する回答は得られなかった。
- (3) 確認書未締結のままのプラスアルファ暫定支給
- 平成9年3月10日の期末勤勉手当支給日及び同月21日の給与支給日の両日に、一被申立人は、プラスアルファ支給金255,000円を、年度内会計処理の都合もあり、申立人組合員に暫定支給しようとしたが、申立人組合員はこれを受け取らなかった。ただし、同月21日の申立人組合員の給与から、プラスアルファ支給分の税金は引かれていた。
- 7 本件不当労働行為救済申立てとその後の団体交渉
- (1) 平成9年3月17日、被申立人はX 1 に対して明秀日立第125号文書「貴殿の勤務態度等について」を交付した。その内容は、後記第1・8・(4)・②のとおりであった。
 - (2) 同月21日、申立人組合は茨城県地方労働委員会（以下、「当地労委」という。）に対し、①申立人組合との団体交渉に応じて平成8年度の賃金を確定させること、②別組合と申立人組合との差別をなくし、不当人事を撤回することを求めて不当労働行為救済申立て（平成9年（不）第1号事件）を行った。
 - (3) 同月25日、申立人組合と被申立人との間で、平成8年12月21日以降行われていなかった団体交渉が行われた。
なお、この時の交渉議題は、X 1 に対して、平成9年3月17日に出された明秀学日立第125号文書「貴殿の勤務態度等について」に関するものであり、申立人組合においては予定していなかったものであった。
 - (4) 同月26日、被申立人は、平成9年度の授業持ち時間を、X 1 が前年度の週16時間からゼロ、X 2 が前年度の週16時間から週4時間、X 3 が前年度の週18時間から週10時間、X 4 が前年度の週15時間から週9時間と、前年度から削減して通知した。また、一方で、常勤講師や非常勤講師の採用を明らかにした。
 - (5) 同年4月7日、被申立人はX 1 に対し、同月8日から14日までの7日間の出勤停止処分を通告した。
 - (6) 同月10日、申立人組合は当地労委に対し、①明秀日立第125号文書（後記第1・8・(4)・②の「貴殿の勤務態度等について」を指す。）の撤回、

- ② X 1 に授業及び学級担任をさせること、③申立人組合員の授業持ち時間及び学級担任を適正に是正すること、④ X 1 に対する懲戒処分（出勤停止）の撤回、⑤陳謝文の手交及び新聞掲載を求めて不当労働行為救済申立て（平成9年（不）第3号事件）を行った。
- (7) 同月17日、当地労委は、申立人組合から不当労働行為救済申立てのあった平成9年（不）第1号事件と平成9年（不）第3号事件を併合して審査することを決定した。
- (8) 同年6月から、被申立人と申立人組合は、賃金関係の議題に取り組み、平成8年度給与改定及びプラスアルファーに関し団体交渉を重ねたが折り合いがつかず、別組合員及び非組合員の教職員への平成9年度プラスアルファーの前期分支給時期である7月を迎えることになった。
- (9) 同年7月18日、被申立人と申立人組合との団体交渉が行われ、平成8年度プラスアルファーについては、255,000円を同月22日に、平成9年度プラスアルファーについては前期分として130,000円を同月19日に、後期分として125,000円を平成10年3月10日に、それぞれ支給することで合意され、確認書が調印された。その結果、被申立人は当該平成8年度プラスアルファーの申立人組合に対する支払いは完了した。
- 8 X 1 に対するクラス担任外し、授業持ち時間なし及び懲戒処分に至る経緯

(1) 経歴

- ① X 1 は、昭和54年4月、日立女子高に理科の常勤講師として採用され、昭和56年4月から教諭となり現在に至っている。
- ② X 1 のこれまでの校務分掌は、教務部及び視聴覚部が中心であり平成4年度及び5年度には広報部長を務めていた。クラス担任も、平成4年度に広報部長になるまでは、ほぼ毎年度持っていた。平成6年度は1学年副担任、翌7年度は3学年副担任であったが、平成8年度以降、クラス担任及び学年副担任の双方を外されている。
- ③ X 1 の授業持ち時間は、これまで、平成4年度週15時間、平成5年度週10時間、平成6年度週14時間、平成7年度週14時間、平成8年度週16時間であったが、平成9年度は授業持ち時間を与えられていない。
- ④ X 1 は、平成5年12月22日、申立人組合を結成しその執行委員長に就任し、また、平成8年4月には、日私教の関東地区議会議長に就任し、現在に至っている。
- (2) 平成7年度末までのX 1 の勤務状況等
- ① X 1 は、平成6年度から、PTA名簿に現住所及び電話番号の掲載を拒否していた。そのため、Y 2 教頭に、生徒の保護者から、「自分の住所、電話番号を教えてくれないような先生には生徒を預けられない」、「このような先生には、クラス担任をさせないで欲しい、授業を持たせないで欲しい」等の苦情が寄せられたことがあった。
- ② 平成7年6月16日及び22日、前記第1・3・(5)・③及び④のとおり、

X 1 は、協議会が推進してきた公費助成のための署名活動に非協力の立場から、これに協力しようとした Z 5 を、X 3 及び X 5 などともに取り囲み、生徒の前で怒鳴りつけ、非難したりする行為を行ったことがあった。

- ③ 同年 9 月 27 日、日立女子高で体育祭が開催された。この時、3 学年副担任であった X 1 は体育祭には参加せず、物理化学準備室にいた。
- ④ 同年 11 月、前記第 1・3・(5)・⑤、⑫及び⑬のとおり、P T A 名義の封筒に署名用紙を入れたものを、各クラスに配るよう Y 2 教頭が指示したが、申立人組合のクラス担任教諭は、生徒に封筒を配らず、X 1 にそれを預けた。
- ⑤ X 1 は預かった封筒を、物理化学準備室の薬品庫の中に入れておいた。薬品庫は 1 坪ほどのスペースがあり、申立人組合関係の重要な書類は、そこに入れられていた。
- ⑥ 平成 8 年 3 月 26 日頃、平成 8 年度の校務分掌及びクラス担任の発表があった。X 1 の校務分掌は前年度と同じく視聴覚部管理係及び生活指導部特別活動ホームルーム係であったが、クラス担任及び学年副担任はなかった。

なお、平成 8 年度の X 1 の授業持ち時間は週 16 時間であった。

(3) 平成 8 年度の勤務状況等

- ① X 1 は、平成 8 年 4 月から P T A を脱会し、会費を納入しなくなったが、P T A 総会には出席している。
- ② X 1 は平成 8 年度、1 学年の 3 組、4 組、5 組及び 6 組の 4 クラスで地学の授業を持っていた。X 1 の 1 学期の地学の授業は、教科書を用いた講義ではなく、グループ学習によるレポート作成を行っていた。2 学期は講義形式、3 学期は課題を与えての個人のレポートという授業形式であった。
- ③ 平成 8 年 7 月 10 日及び 12 日、X 1 は地学の授業中、生徒の質問に答えて人権に関する話をし、「現代社会」の授業とも思われるものがなされた。
- ④ 平成 8 年度 1 学期の地学の授業中、X 1 は、生徒の「赤点を取ったらどうなるのか」という質問に対し、単位は取れなくても進級はできるとの誤解を与える発言をしたことがあった。
- ⑤ X 1 は、平成 8 年 7 月発行の教育雑誌「季刊教育法」第 106 号及び平成 9 年 1 月発行の同誌第 108 号に、申立人組合代表の肩書で、学園に関する記事を投稿した。
- ⑥ 「季刊教育法」は日本教育法学会という学会の準機関誌と言うべきもので、年 4 回刊行されていた。定期講読をしないと入手しにくい専門誌で、教育に関心を持った人たちに講読されている。ちなみに、X 1 は日本教育法学会の会員であった。
- ⑦ X 1 が投稿した「季刊教育法」第 106 号には、生徒 L 子、M 子、N

子、F理事長、H校長、B教頭など乏記されてはいたが学園の事情を知悉する者が見れば、それがだれであるか容易に推認できるものであった。

- ⑧ また、同号には、「職員会議ぬきの学校運営」、「苦しまぎれの男女共学路線」、「職員会議ぬきの、不透明な入学者の決定」等の見出しがつけられ、「大幅な定員超過による公費補助金カットを恐れたF理事長が、合格点を上げるように指示したとの話が聞こえてきた。大量入学の路線が急変した事実は、確かにF理事長の『天の声』がなければ、説明がつかないのである。いずれにしても職員会議による合否判定会を経ず、一部教職員の秘密会での出来事だけに、不透明な入学者の決定であることに変わりは無かった。合格発表の済んだ後の授業中の出来事であったが、校庭で大量の書類を焼却している教員の姿が目撃された。まだ入学者も確定していない時点で、入試関係の書類を焼却したというのである」といった記載があった。
- ⑨ さらに、第108号では、生徒L子、M子及びN子への具体的ないじめの内容や経過が記載されていた。また、投稿に際して、当該生徒やその保護者の事前了解は取られていなかった。
- ⑩ 同年9月11日午後4時30分頃、用務員が校舎を見回り点検中、軽音楽同好会の器具室でジュースの空き缶に入れられたたばこの吸い殻を見つけた。Y2教頭は、生徒指導部のZ9教諭（以下「Z9」という。）とともに現場に行き、空き缶2個の中にたばこの吸い殻が入っているのを確認した。Y2教頭は、軽音楽同好会の顧問のX1を現場に呼び、事実の調査をするように指示した。X1は、「たばこの吸い殻が軽音楽器具室にあったからといって、軽音楽同好会の生徒がたばこを吸ったとはいえないではないか。自分は調査はやらない。発見者の生徒指導部がやるべきだ」と主張し、Y2教頭の指示に従わなかった。
- ⑪ 生徒指導部の調査の結果、軽音楽同好会の生徒4名が中心となり喫煙していたことが判明した。同月19日、臨時職員会議で、喫煙に係っていた生徒12名（うち軽音楽同好会4名）を停学処分とした。
- ⑫ X1は、第2学期に至ると、授業方法を講義形式に変更し、毎時間出席番号順に2名の者にノートを提出させ、生徒の評価を行うための試験は行わなかった。
- ⑬ 同月下旬、Y2教頭は、職員朝会で二度にわたり、保護者から授業をしない先生がいるという苦情が寄せられていることを指摘し、全教職員に対し、授業をきちんと行うよう訓令した。さらに、翌日、Y2教頭がX1に廊下で会った時に、苦情はX1のことである旨伝えた。
- ⑭ 学園は学期ごとに学習通知書（通信簿）を生徒に渡す3学期制をとっている。各学期ごとの成績は、4点から100点までの点数で評価をつける。学年末には、各学期の評価の集積により、評定1が4点から20点、評定2が21点から40点、評定3が41点から60点、評定4が61点

から80点、評定5が81点から100点と、5段階の評定をつけることになっていった。

- ⑮ X1の地学の評価は、1学期には1年3組から6組の成績評価では、ばらつきがあったが、2学期は、5段階評定で言うと3（点数が41点から60点）のところから4クラス全員の約160名が集まる結果となり、一部教師の間では話題になったが、成績会議では、X1が出した原案に対する質疑等は一切なく、承認されていた。
- ⑯ 1年5組担任のZ10教諭は、生徒にとって最悪な状況であり教育的でない判断し、生徒から出た話をすべてZ8 1学年主任に報告し、X1を次年度の教科担当から外すようお願いした。また、3組Z11教諭、4組Z12教諭からも同様の意見が出された。その後、Z8 1学年主任は、同月15日頃、Y2教頭に対し、次年度以降、自分の学年のクラス担任・学年副担任はもちろんのこと、教科担当も外すよう申し入れた。

(4) X1に対する懲戒処分

- ① 平成8年9月頃から、前記第1・8・(3)・⑬のとおり、学園には、X1について「授業をしない先生がいる」と苦情があった。被申立人としては放置するわけにはいかず、同年12月以降、毎月理事会を開催し、X1の処分について審議を繰り返した。
- ② 平成9年3月17日、Y1理事長は、理事長室でX1に対し、明秀日立第125号文書「貴殿の勤務態度等について」を読み上げ、直接手渡した。その内容は次のとおりであった。

なお、X1は、このような指摘事項について、具体的な注意を受けたことはなかった。

「

明秀日立第125号
平成9年3月17日

X1 殿

日立市神峰町3丁目2番26号
学校法人 明秀学園
理事長 Y1

貴殿の勤務態度等について

理事会に対する日立女子高等学校管理職等からの進達、教員等からの苦情の訴え等によると、これまでの貴殿の言動には、下記のとおり、本校の教員として相応しくない点が見受けられますので、理事会としては、このまま放置することは出来ないと考えております。このことにつきまして、貴殿において、弁明乃至反論があれば、来る3月21日（金）までに理事会宛文書により提出してください。

記

1 教員としての資質の欠如

- (1) 平成8年度1学年の地学の授業では、各クラスにおいて、教

科書に添った講義をほとんど行わずに、生徒にレポート作成と自習を命じ、授業時間中生徒が勝手に行動することを容認する等、十分な指導を怠っている。

- (2) 平成8年度2学期における1学年の地学の成績評価は、評価の原則や心得から懸け離れている等、成績評価を恣意的に行っている。
 - (3) 平成8年度1学年の地学の時間中、「単位は取れなくても進級できる。」「生徒は、面白くない授業や学校行事はさぼる権利がある。」「やることがないので、好きにしている。」などと生徒に話したり、学校を批判する話しをしたりする等本校に勤務する教員にあるまじき指導を行っている。
- 2 学校への不服従、批判的かつ秩序を乱す言動

- (1) 平成8年11月頃、地学の授業時間に、判断力の未熟な生徒に公然と学校を批判し、本校への入学は勧められない旨の話しをして、生徒の学校に対する信頼感を失わせる等、本校に勤務する教員としては相応しくない言動があった。
- (2) 貴殿は、PTAの活動にも、非協力的である。

例えば、PTAが中心となって推進してきた公費助成推進のための署名活動に非協力の立場から、平成7年度には、これに協力しようとした女子教員を同僚男子教員2名と共に暴力的に取り囲み、生徒の前で悪口、雑言を浴びせて非難、攻撃したり、平成8年度には、PTAが準備し、保護者宛配布を依頼した信書が行方不明になる事件に加担したりする等の行動があった。

- (3) 平成8年9月11日放課後発覚した軽音楽器具室における軽音楽部の生徒による喫煙問題に関しては、Y2教頭が、その調査を行い、生徒の指導をするように指示したが、軽音楽部の顧問でありながら、その指示を拒否した。
- 3 学校に不利な情報の校外への開示

- (1) 平成8年7月発行の教育雑誌「季刊教育法」第106号及び平成9年1月発行の教育雑誌「季刊教育法」第108号に、本校に関する記事を連続投稿しているが、その記事は、もっぱら本校の内情を、事実と反する事項を含め、事細かに暴露しており、全体として、本校に関して悪いイメージを読者に与える内容になっている。この雑誌は、市販されており、本校の信用を失わせるものである。現職教員のなすべきことではない。

以上

なお、上記文書2・(2)中「平成8年度」とあるのは「平成7年度」の間違いであるとの証言が、当事件第9回審問において、Y4事務長からなされている。

- ③ 同月21日、X1は『明秀日立第125号文書に対する反論書』（以下「反

論書」という。)をY4事務長に提出した。この反論書には「私の疑問点・質問につきましては、3月31日までに文書で回答されたく再度求めます。その上での第二次反論書提出の権利を主張致します」と追記されていた。

- ④ 同日、再度、X1は、上部団体の日教組の執行委員C、茨城県教職員組合書記長D、同執行委員E及び連合茨城副事務局長Fとともに、急きょY1理事長とY4事務長に面会を求め、手荒なことはしないように申し入れた。その際に、Y1理事長から、反論書で言い尽くせないところがあれば、3月24日の午後2時30分に理事長室で直接話を聞くから、という話がX1にあった。
- ⑤ 同月24日、X1はX5を通じて、X1の反論書に対する被申立人側の反論を待ってから答えるので、行けない旨の連絡を文書で提出し、理事長室には行かなかった。
- ⑥ 同月25日、前記「貴殿の勤務態度等について」をめぐり、団体交渉が行われた。交渉の中で、Y1理事長とY4事務長は、X1の問題については、平成8年12月から平成9年3月までの理事会で話し合ったことを告げた。また、Y1理事長は、X1の反論書に対する回答を同月31日までに出すという約束をした。
- ⑦ 同月26日、被申立人は、X1に対し、平成9年度の理科の授業持ち時間をゼロにすることを通告し、一方で、理科の常勤講師1名及び非常勤講師1名の採用を明らかにした。
- ⑧ 被申立人は、X1の反論書が被申立人の指摘した前記「貴殿の勤務態度等について」の具体的な回答になっていないと判断し、同年4月3日、X1の反論書に対する回答として、さらに具体的な事実を列記した明秀日立第1号文書「明秀日立第125号文書に対する貴殿の反論書について(回答)」を出した。
- ⑨ 同月4日、理事7名全員出席のもと理事会が開かれ、明秀日立第1号文書『明秀日立第125号文書に対する貴殿の反論書について(回答)』を渡したという報告とともに、X1の懲戒処分が決定された。理事会では、懲戒解雇に相当するのではないかという意見も出されたが、最初の処分であることを勘案し、出勤停止7日間という結論になった。」
- ⑩ 同月7日、被申立人は、X1に懲戒処分(出勤停止)を通告した。「懲戒処分通知書」は、理事長室で、Y1理事長からX1に手渡された。この「懲戒処分通知書」は次のとおりであり、懲戒事由は列記されていなかったが、4月3日付け明秀日立第1号文書『明秀日立第125号文書に対する貴殿の反論書について(回答)』の写しが添付されていた。

「

懲戒処分通知書

教諭 X1

就業規則第43条第2号及び第42条第3号の規定により平成9年4月

8日から平成9年4月14日まで出勤停止する。

事由：平成9年4月3日付け明秀日立第1号文書により指摘のとおり。

平成9年4月7日

学校法人明秀学園

理事長 Y 1 』

⑪ なお、この懲戒処分の根拠となった、被申立人の就業規則は次のとおりである。

「 (懲戒)

第42条 懲戒は、次の各号の方法により行なう。

- 1 職 責 始末書を提出させ訓戒する
- 2 減 給 譴責のうえ1回の額を平均賃金の半日分、又月の総額を給与月額の10分の1以内減給する
- 3 出勤停止 譴責のうえ7日以内の出勤を停止し、その期間の給与を支給しない
- 4 諭旨解雇 予告期間をおかないで即時解雇する

(譴責、減給、出勤停止)

第43条 職員が、次の各号の1に該当する場合は譴責、減給又は出勤停止とする。

- 1 理由がなく無断欠席したとき
- 2 勤務が怠慢で職務に対する誠実が認められないとき、又は能率の悪いとき
- 3 正当な理由がなく早出、残業、臨時呼出し、休日出勤、宿日直又は計画的時間の勤務についての指示、命令に応じないとき
- 4 学校の物品を浪費し、又他人をしてこれをなさしめたとき
- 5 動力、火力、火気、油脂等を粗略に取り扱ったとき 』

⑫ 就業規則第42条第3号では、出勤停止は「譴責のうえ」となっているが、X1が出勤停止処分を受けた際、就業規則第42条第1号の譴責、「始末書を提出させ訓戒する」という手続はとられなかった。

⑬ X1は、この出勤停止処分により、4月分の給与が十数万円カットされ、6月の賞与でも勤勉手当がカットされた。

なお、この出勤停止処分を受けたことにより昇給も遅延することになった。

9 X2に対するクラス担任外し及び授業持ち時間削減に至る経緯

(1) 経歴

① X2は、昭和60年4月、日立女子高の理科の常勤講師として採用され、昭和63年4月より教諭となった。その間クラス担任を歴任し、校

務分掌は視聴覚部、就職指導部、教務部、生徒指導部等を担当してきたが、平成8年度以降クラス担任及び学年副担任の双方を外されている。

また、X2は、これまで他の教員と同等の授業持ち時間を担当し、平成4年度、5年度及び6年度には理科の教科主任も務めたが、平成9年度には週4時間に削減された。

- ② X2は、組合結成時より執行委員であり、現在もその地位にある。X2の組合活動における役割は、会計、録音、録画及び写真撮影などである。
- (2) 平成7年度末までの勤務状況等
- ① X2は、平成6年度から、PTA名簿に現住所及び電話番号の掲載を拒否していた。そのため、学校には、生徒の保護者から、「自分の住所、電話番号を教えてくださいのような先生には生徒を預けられない」、「このような先生には、クラス担任をさせないで欲しい、授業を持たせないで欲しい」等の苦情が寄せられたことがあった。
 - ② 平成7年10月20日、X2は生徒指導部のZ13教諭から、生徒たちが無許可でバイクを駅まで乗ってきていないか、10月24日に早朝のバイク指導に当たるよう依頼されたが、前日の23日、X2はY2教頭に、「早朝バイク指導は朝7時半からだが、これは仕事かどうか」、「仕事なら年休を取ります」と言って、早朝バイク指導に協力しなかった。
なお、X2は、平成7年度、校務分掌上は生徒指導部生活指導係の校内担当であったが、早朝バイクの指導には、校外担当の教諭だけでなく、校内担当の教諭も協力していた。
 - ③ 同年11月9日、前記第1・3・(5)・⑤、⑫及び⑮のとおり、PTA名義の封筒に署名用紙を入れたものを、各クラスに配るようY2教頭が指示したが、X2は、自分の担任クラスである3年8組(39名)に配らず、X1にその封筒を預けた。
 - ④ 平成8年3月12日、3学年主任のZ14教諭(以下「Z14 3学年主任」という。)は、X2が担任する3年8組の教室が乱雑で、翌13日に予定されている新入生の制服の採寸に使用できないと注意したが、X2は、「(教室の清掃は)担任の仕事ではないからできない」と答えた。
 - ⑤ 同日、Y2教頭は、副校長室でX2に教室の清掃をするよう話したが、X2は、「自分は2月29日の一斉清掃時に指導はしたが、生徒が処理しないで卒業してしまったので、担任としてはできない」と、応じなかった。
結局、同日午後4時40分から午後5時10分にわたり、Y2教頭はソフトボール部の生徒を指導して、教室の整理、整とんをさせた。
 - ⑥ 平成8年3月26日頃、被申立人は、平成8年度のクラス担任、校務分掌等の発表をした。X2は、クラス担任及び学年副担任を外され、

授業持ち時間は週16時間、校務分掌は生徒指導部生活指導係であった。

(3) 平成8年度の勤務状況等

- ① 平成8年5月18日、PTA総会が開催され、体育文化後援会費の1カ月300円の値上げが決定された。

同年6月3日、X2は、3年1組の理科の授業中、「私達は皆さんの味方です」、「靴下なんてどうでもよい。校則はなくてもよい」、「学費は払う必要はあるが、体育文化後援会費（PTA）とかは任意だから別に払わなくてもよい」などと発言した。また、X2は、理科を担当していた1学年の複数クラスでも同様の発言をしていた。

このため、体育文化後援会費の納入の件に関して、生徒の中には、「X2先生が払わなくていいと言っていたから払わない」と言う者も現れた。

- ② 同月4日、Y5教頭（以下「Y5教頭」という。）がX2に事実を尋ねたところ、X2は、「検討してから答えます」、「記憶にありません」、「話がわかりにくいので文書でお願いします」と答えた。

そこで、Y5教頭は、同月7日、「平成7年6月3日、3年1組授業中（5時限時）の会話について」という事実確認の文書をX2に渡した。

- ③ X2は、Y5教頭には回答せず、Y5教頭からの文書を添えてY3校長に回答書を提出した。内容は、「『平成7年6月3日、3年1組授業中（5時限時）の会話について』なる事実は承知しておりません」というものであった。

Y5教頭は、X2の回答書を見たところ、文書中の日付が、「平成8年」とすべきところが「平成7年」となっている間違いに気付いた。ただ、内容を見れば平成8年のものとわかるものではあった。

- ④ 同月16日頃、Y5教頭は、「これは8年の間違いだ」とX2に言ったが、X2は、「謝れ、謝れ」と連呼した。そこで、Y5教頭は、同月18日、「謝罪について」と題された「平成8年6月7日であるのを平成7年6月7日、平成8年6月3日であるのを平成7年6月3日」と「当方の単純ミスで他意はございません。深く反省し、謝罪いたします」という内容の文書とともに、日付を平成8年に改めた「平成8年6月3日、3年1組授業中（5時限時）の会話について」という文書をX2に渡そうとしたが受け取らず、結局回答はもらえなかった。

- ⑤ X2は、平成8年9月から12月の4カ月にわたり、毎週木曜日及び金曜日の午後1時から午後5時まで、茨城大学の講座に通うために年次有給休暇を取っていた。

なお、X2は、この年次有給休暇の取得により、授業に穴を空けたことはなかった。

(4) M子のいじめ問題の発生とその対応

- ① 平成7年2月頃、X2の担任クラスのM子は、グループ内でみんな

から無視されて、クラスに入れなくなるほどの精神的なダメージを受けていた。

- ② 同年3月23日、M子の実母が来校し、X2にM子のクラス替えを要望した。M子本人もクラス替えを要望していた。

なお、その頃、M子は父親の元を離れ実母のところに身を寄せていた。

- ③ 同年4月18日、父親（親権者）とY3校長との話合いがもたれた。Y3校長から父親に対して、学園の取組方針について、「クラス替えはしない」、「時間がかかってもクラスに戻すための努力をする」、「クラスに戻れない場合でも、出席不足による留年はさせない」などの説明がなされていた。

- ④ 一方で、X2は、M子と同居していた実母の要望を尊重し、実母宅への家庭訪問、実母との面談や電話連絡などを行っていた。

- ⑤ 同月28日、当時のY5生徒指導部長（Y5教頭と同一人）とZ143学年主任は、「クラス替えはせず、クラスに戻すための努力をする」とのY3校長の指示をX2に伝え、それが難しいならば生徒指導部でM子を指導したい旨申し出たが、X2は、「クラス替え」を要求するのみであった。

- ⑥ 同年5月1日、Y5生徒指導部長はM子から、「7時間目にクラスに入った」という報告を受けた。翌2日、M子は1時限目、2時限目の授業に出席し、Y5生徒指導部長らは、M子は順調にクラスに戻りつつあると判断していた。また、Y5生徒指導部長は、X2の担任クラスの委員長・副委員長やかつてのM子の仲間であった生徒たちと、M子がクラスに戻れるための話合いを数回行っていた。

一方で、X2はM子に、「無理をして教室に入らなくても良い」と言い、理科室で中間考査の勉強をするように勧めた。そして、M子は理科室に登校するようになった。

- ⑦ 同年6月中旬頃、Z143学年主任は、理科室に登校したM子を、生徒指導部室に呼び、Y5生徒指導部長及びZ143学年主任とM子との話合いが数回行われた。X2はM子に、「生徒指導部室に行きたくなければ呼び出されても行かなくて良い」と言った。

- ⑧ M子は理科室へ登校していたが、X2は、別室登校制度を使ってM子を卒業させたいと思っていた。この別室登校制度は、別室登校生徒の承認の条件として以下の三つがあった。

ア 専門カウンセラー又は医師より診断を受け、学校不適応状態であると認められ、診断書が学校に提出された生徒であること。

イ 定期的にカウンセリングに通い、学校を続けるようとする意志があること。

ウ 職員会議（集会）で審議し承認を受けること。

- ⑨ 平成7年7月1日、M子は「急性胃炎（ストレス性）」と診断され、

X 2 は、同月 3 日、診断書を Z 3 教務部長に提出した。X 2 は、M 子の問題を職員会議で議題にしてほしいと口頭で何回か Y 5 生徒指導部長や Z 14 3 学年主任に伝えたが、文書で要請したことはなかった。

なお、平成 7 年度における職員会議は 23 回開かれ、そのうち 11 回は生徒指導部関係の会議で、「いじめ」がからむ問題だったが、X 2からは一度も問題提起はなかった。

- ⑩ M 子の場合、前記⑧の三つの要件のうち、アの要件については診断書は提出されてはいたが、イの要件の定期的にカウンセリングに通うという点とウの要件の職員会議で審議し承認を受けることの 2 点を満たしていなかった。
- ⑪ M 子は、ほぼ 1 年間理科室で勉強し卒業した。Y 3 校長が、4 月の父親との話合いで留年はないと約束していたため、学園は単位を認定し、卒業させたものであった。

(5) 化学 I B の成績評価問題

- ① 平成 8 年度 2 学期、X 2 は、1 年 1 組の一人の生徒の「化学 I B」の成績評価をしなかった。1 年 1 組担任であった Z 15 教諭は X 2 に、「(評価が) 空欄では困るので、点数を入れて下さい」と言ったところ、X 2 は、「(本人の) 欠課時数が 4 分の 1 を超えているから、単位はどうせ出ない」と言った。Z 15 教諭はこの件を教務部に伝えた。
- ② 学園の「出席に関する規程」では、生徒の欠課時数が法定時数の 4 分の 1 を超えると単位が与えられないが、病気入院等で診断書の提出があれば 3 分の 1 まで要件が緩和されている。
- ③ 各学期の成績評価の手順は、各教科担当が、内規に基づき 4 から 100 までの点数により評価をし、成績伝票に記入する。教務部はこの成績伝票に基づき、成績一覧表を作成する。また、この成績一覧表は、全教職員による成績会議に諮られ、最終的には校長の承認を受ける。
- ④ 平成 8 年 12 月 10 日頃、Z 3 教務部長は X 2 に、「この生徒の化学 I B の成績を入れてくれ」と頼んだところ、X 2 は Z 3 教務部長に、「教務で自分の教科の評価入れていい」と言った。会話を聞いていた Y 5 教頭からは、「教務部長の指示に従って、評価を出しなさい。校長先生の決裁がないのに、X 2 先生が勝手に留年が決定されたものとして、評価を出さないのはいけない」と指示があった。

ちなみに、この生徒の他の教科の授業出席状況は、X 2 の化学 I B 程度だったが、他の教科担当教師は、評価を出していた。

- ⑤ 結局、X 2 はこの生徒の化学 I B の成績評価をしなかったが、成績一覧表には、担任、学年主任、教務部長、教頭及び校長の判が押されており、学年会でも、成績会議でも特に問題にされることなく、承認されている。
- ⑥ Z 8 1 学年主任は X 2 の化学 I B の成績評価問題などを理由に、Y 2 教頭に対して、次年度以降、自分の学年の教科担当から外して欲

しい旨申入れた。

- ⑦ 平成9年3月24日、Y3校長、Y2教頭、Y5教頭の3人は、Z81学年主任の申入れや担任としてのクラス運営の問題、授業中における発言などを考慮し、X2の平成9年度の授業持ち時間週4時間、クラス担任及び学年副担任なしを決定し、同月26日、被申立人は、上記決定をX2に通告した。

なお、授業持ち時間を減らした理由は、X2に何の説明もされなかった。

10 X3に対するクラス担任外し及び授業持ち時間削減に至る経緯

(1) 経歴

- ① X3は、昭和55年4月、日立女子高の商業科の常勤講師として採用され、翌56年4月に教諭となり、現在に至っている。X3はその間、就職指導部、教務部、図書館部、視聴覚部等の校務分掌を担当していた。X3は申立人組合結成までの教諭としての13年間のうち、クラス担任を11年、学年副担任を2年務めていた。また、X3のこれまでの授業持ち時間は、平成4年度から平成7年度までは週14時間から週17時間であった。

なお、X3は、平成7年7月から8月の約1か月、自費でイギリスのケンブリッジ大学ペンブルックカレッジにおいて英語研修を受けた。さらに、平成7年、茨城キリスト教大学大学院（文学研究科英文学専攻）に自費で入学している。

- ② X3は、申立人組合結成前は別組合員であり、その執行委員長を2期、書記長を2期又は3期、上部団体（茨城私教連）の中央執行委員を2期務め、中心となって活動していたが、Z1校長解雇事件をめぐり別組合がこの問題に無関心であったため、別組合を脱退し、申立人組合の結成に書記次長として参加した。組合設立当時、X3は書記次長として中心的な地位にあり、その後、団体交渉員として団体交渉に積極的に参加してきた。

(2) 平成7年度末までの勤務状況等

- ① X3は、平成6年度から、プライバシー及びいたずら電話防止のために、PTA名簿への現住所及び電話番号の掲載を拒否している。X3は、平成7年度はクラス担任を持っていたが、緊急時における保護者等との連絡のために、生徒には現住所も電話番号も教えていた。
- ② Y2教頭は、生徒の保護者から、「自分の住所、電話番号を教えてください。先生には生徒を預けられない」、「このような先生には、クラス担任をさせないで欲しい、授業をもたせないで欲しい」等の苦情が寄せられていた。
- ③ 商業科主任は、X8教諭（以下「X8」という。）、Z16教諭（以下「Z16」という。）の赴任順に引き継がれてきた。平成6年度、Z16が広報部長になるのに伴い、X3が商業科主任になるように要請され

たが、引き受けなかったので、Z 9 が暫定的に 1 年間主任を務めた。翌 7 年度、X 3 が主任になるよう再度要請されたが、X 3 は商業科主任になることを断った。このため、商業科では主任不在の状態が半年続いたが、商業科から校長に主任を指名してほしい旨の要請がなされ、その結果 Z 9 が平成 6 年度に引き続き主任を務めることになった。

なお、平成 8 年度は X 8、平成 9 年度は Z 16 が商業科主任を務めている。

- ④ 学園の商業科の教員は、茨城県高等学校教育研究会の商業部会に加入しており、この部会では、研究協議会の開催、検定試験及び競技会の問題作成とその実施を含め、数多くの業務があった。そして、各高校にその関係の仕事が依頼されていた。X 3 は、平成 6 年度から 7 年度にはこの部会を脱会し、協力しなかった。
- ⑤ 平成 7 年 6 月 16 日及び 22 日前記第 1・3・(5)・③及び④のとおり、X 3 は、協議会が推進してきた公費助成のための署名活動に非協力の立場から、これに協力しようとした Z 5 を X 1 及び X 5 などとともに取り囲み、生徒の前で怒鳴り、非難したりする行為を行ったことがあった。
- ⑥ 同年 9 月 27 日、日立女子高で体育祭が開催された。この時、1 年 2 組の担任であつた X 3 は体育祭には参加せず、コンピュータ準備室にいた。
- ⑦ 同年 10 月 11 日及び 12 日の両日、常陸太田市の西山研修所で、恒例の校外宿泊学習が行われることになっていたが、X 3 は両日、大学院の講義に出席するため午後 5 時から午後 10 時まで年次有給休暇を届け出た。
- ⑧ Y 2 教頭 Z 2 副校長で相談の上、夜間不測の事態が発生した場合クラス担任が相談相手にいないと困ると判断し、X 3 の年次有給休暇取得に対し時季変更権を行使した。この間、10 月 11 日及び 12 日、X 3 は、宿泊学習先から、Y 4 事務長に年次有給休暇承認の催促、年次有給休暇の時季変更権行使への抗議等の電話をした。
- ⑨ 同年 11 月 9 日、前記第 1・3・(5)・⑤、⑫及び⑬のとおり、PTA 名義の封筒に署名用紙を入れて、各クラスに配るよう Y 2 教頭が指示したが、X 3 は自分の担任クラスである 1 年 2 組（43 名）に配らず、X 1 にその封筒を預けた。
- ⑩ X 3 は、平成 7 年 4 月、茨城キリスト教大学大学院の社会人枠に合格したため、大学院受講のための研修の承認を Y 3 校長に申し出たが、認められなかったため、年次有給休暇を使うことにした。同大学院は昼夜開講制のため、X 3 は、授業のない時間帯に、大学院の講義を入れた。平成 7 年度は、火曜日の午後 3 時 30 分から、平成 8 年度は、月曜日の午後 2 時からであった。

なお、平成 7 年度、X 3 が火曜日午後 3 時から午後 5 時まで年次有

給休暇を取った回数は、25回であり、同年度に午後3時から午後5時まで有給休暇を取った回数の合計は39回であった。

- ⑩ 平成7年度、X3は1年2組の担任であったが、上記理由から終礼の時間にいないことが多く、生徒たちから、「何もしてくれない」との苦情があった。

なお、このことについて、X3は、Y2教頭から注意・指導を受けたことはなかった。

(3) 平成8年度の勤務状況等

- ① 平成8年度、X3はクラス担任も学年副担任もなかった。授業持ち時間は週18時間、校務分掌は就職指導部の企画調査係及び就職指導係であった。

- ② X3は、平成8年4月からPTAを脱会し、会費を納入しなくなったが、PTA総会には出席している。

- ③ X3の平成8年度の年次有給休暇行使回数は、42回であった。このうち、午後3時から午後5時までにかかる年次有給休暇行使回数は34回であった。

- ④ 平成8年度、X3の机はコンピュータ準備室にあったが、X3はその席にほとんどおらず、X1及びX2の机がある物理化学準備室にいたることが多かった。

- ⑤ 平成8年度、X3は課題研究「メディア英会話」の授業を生徒6名で行っていた。

なお、課題研究では1クラス40名を3人の教員で担当することになり、一人の教員が約13名の生徒を担当することとなっていた。この件に関し、X3は、分担する他の二人の教員に了解はもらっていたが、商業科主任のZ16には連絡はしていなかった。

- ⑥ 平成9年3月26日、被申立人は、X3に対し、授業持ち時間を前年度の週18時間から週10時間に削減し、クラス担任ではなく1学年の副担任としたことを通知した。

なお、X3は、被申立人から、授業持ち時間削減について、理由を説明されたことはなかった。

11 X4に対する授業持ち時間削減に至る経緯

(1) 経歴

- ① X4は、平成4年4月に、日立女子高の国語科の教諭として採用され、平成7年度までに、クラス担任を2年、学年副担任を2年、校務分掌は進路指導部、生徒指導部、図書館部、広報部、教務部などを務めてきた。X4のこれまでの授業持ち時間は、平成4年度から平成7年度までは週15時間から週17時間であった。

なお、平成8年度のX4の授業持ち時間は週15時間、クラス担任は1年6組1校務分掌は教務部研修係であった。

- ② X4は、申立人組合結成前は別組合に加入していたが、Z1校長解

雇問題を契機に脱退し、申立人組合の結成に書記長として参加した。その後、団体交渉員として団体交渉に積極的に参加してきた。

(2) X 4 の平成 8 年度の勤務状況等

- ① 平成 8 年度、X 4 は、職員朝会后、授業のない時間には、ほとんど職員室におらず、物理化学準備室等にいることが多かった。Y 2 教頭は、X 4 に対し、クラスの生徒、学年主任、教頭等からの連絡ができないことから、数回にわたり注意したが、改めなかった。
- ② 平成 8 年度、X 4 の担任クラスの生徒が教員に反発するなどして授業が実施しにくいという苦情が、教科担当教員から上がっていた。このため、Z 8 1 学年主任は、X 4 のクラス運営には問題があると考え、自分の学年に関与させないでほしい旨 Y 2 教頭に申し入れていた。
- ③ 平成 9 年 3 月 26 日、被申立人は、X 4 の平成 9 年度の授業持ち時間を週 9 時間に削減したが、X 4 には一切その理由の説明はなかった。そこで、X 4 は、授業持ち時間を減らされたことについて被申立人に説明を求めたが、被申立人からは何の回答もなかった。

12 人事問題（校務分掌と学年分掌）

(1) 学園の事務分掌

- ① 学園における教職員の事務分担を事務分掌と言い、それを大きく分けると、校務分掌と学年分掌の二つに分けられる。
- ② 平成 8 年度の校務分掌は調査統計室、教務部、生徒指導部、就職指導部、進学指導部、図書館部、視聴覚部、保健厚生部、広報部、渉外部、事務部に分かれており、平成 9 年度の校務分掌では、調査統計室が企画統計部に、広報部が生徒募集部に名称の変更があったが、そのほかの部の変更はなかった。
- ③ それぞれの部・室には係が置かれており、各部・室の統括者を部長と呼び、各係の責任者を係長と読んでいる。
- ④ 学年分掌は各クラス担任、学年副担任及び各学年をまとめる学年主任からなっている。
- ⑤ 校務分掌及び学年分掌は単年度分掌であり、毎年度変更されている。また、校務分掌及び学年分掌の原案は、教頭が作成し、校長が決定している。
- ⑥ 校務分掌、学年分掌において、部長、係長、学年主任を務めることによって賃金や手当等には影響は出ず、また、部長等は職制ではないため、他の職員に対して指揮命令する権限はなく、一般企業の部長・課長・主任等と異なるものである。
- ⑦ 平成 8 年度の全クラス数は 26 であり、クラス担任は全員教諭であったが、平成 9 年度は、全クラス 29 のうち 25 クラスは教諭が、4 クラスは常勤講師が担任のクラスであった。
- ⑧ 平成 4 年度から平成 9 年度における、申立人組合員の事務分掌の被選任状況は、別表のとおりであった。

(2) 校務分掌の部長と学年分掌の学年主任

- ① 平成4年度以降の校務分掌及び学年分掌を見ると、勤続年数の長い教諭が校務分掌の部長や学年分掌の学年主任を務める傾向が認められる。
- ② 一度部長を務めると、その後ずっと部長にとどまるということはないが、部長を外れた場合は、学年分掌の学年主任になっている。また逆に一度学年主任を務めると、その後ずっと学年主任を務めるということはないが、学年主任を外れた場合は、校務分掌の部長になっている。
- ③ 平成4年度以降、この例外と言えるのは、申立人組合員では、平成4年度及び5年度に広報部長を務めた後、部長にも学年主任にもなっていないX1、平成6年度の暫定校務分掌で特別活動部長を務めた後、部長にも学年主任にもなっていないX4、平成7年度末まで就職指導部長を務めた後、部長にも学年主任にもなっていないX8、平成6年度暫定校務分掌で教務部長を務め、翌7年度に図書館部長を務めたが、平成6年9月1日以降7年3月末までと平成8年度に部長にも学年主任にもなっていないX6であった。また、申立人組合員以外では、平成3年度に視聴覚部長を務めた後、平成8年度に就職部長になるまで部長にも学年主任にもなっていないZ17教諭だけである。
なお、X8は、自ら部長を辞退したものであり、X8については、同僚教諭から同じ部署に入れなくてほしいという要望が出されていた。
- ④ 平成8年度、校務分掌の部長にも学年分掌のクラス担任にも学年副担任にもなっていない教諭は、X6、X1、X2及びX3であり、いずれも申立人組合員である。
- ⑤ 平成9年度、校務分掌の部長にも学年分掌のクラス担任にも学年副担任にもなっていない教諭は申立人組合員X1、X2以外では、数学科主任のZ18教諭のみであった。

第2 判 断

1 協議会について

(1) 当事者の主張

① 申立人組合主張の要旨

公費助成推進のための署名活動は明らかに別組合の運動であって、学園側が一方の組合運動に他方の組合を参加させようとするものであり、組合間差別、不当労働行為である。

被申立人がPTAの活動としている協議会は、PTA・学園・別組合の三者協議会であり、規約上もPTA組織とは別の任意団体である。協議会の署名用紙は、茨城私教連加盟の組合が存在する学校のいくつかで使用されているもので、茨城私教連執行委員長の名も記載されている。

申立人組合は、被申立人に対し、連合・日教組系の署名用紙でもや

らせてほしい旨申し出ており、また、X1は、国会、県議会とは別に日立市に対する請願は協力してもいい旨Y4事務長に申し出ている。

被申立人は、このような申出を全く無視し、PTA運動とすり替え、申立人組合に対し強要し、これに反対したことに対し、様々な嫌がらせを行ってきたのであり、明らかな不当労働行為というべきである。

② 被申立人主張の要旨

当該署名活動は、昭和58年5月22日にPTAが設置した協議会が毎年行っているものであり、申立人組合が言うように別組合の上部団体の署名活動ではない。

校長が、上記の署名活動に関してPTAからの依頼を受け、教頭を通じて同校生徒の保護者あての署名要請の文書が入ったPTA信書の配布及び署名用紙の回収を担当教諭に指示したところ、申立人組合員がそれを拒否した事実はあるが、組合間差別にあたらぬことは論をまたない。

(2) 当委員会の判断

① 協議会とPTAの関係

PTA会則に協議会に関する直接的規定はないものの、前記第1・3・(1)及び(2)で認定のとおり、PTAは「学校の教育的環境の整備を計る」(PTA会則第4条第2号)ための事業の一環として、公費助成推進の署名活動などを行う協議会を設立することとし、昭和58年5月22日にPTA総会において協議会が設立されて以来、毎年5月に開催されるPTA総会では協議会の前年度の活動報告がなされていること、当年度のPTA事業計画案には、PTA総務委員会の年間事業計画として協議会の署名活動が盛り込まれていること、協議会の総会はPTA総会に代えられていること及び協議会の経費はPTAの予算として計上されていることなどから、PTA活動の一環として協議会は運営されてきたと認められる。

② 協議会の実態

協議会が実際に行っている公費助成推進のための署名活動は、協議会会則によれば協議会の委員に別組合の代表者が就任することが明文化されていること、署名用紙等に別組合の上部団体の代表者名やその上部団体に関連する団体名が記載されていることから思料すると、申立人組合とは系列を異にする別組合の上部団体である茨城私教連系の団体が中心となって行っている活動であると認められる。

③ 協議会設立と活動

そもそもこの協議会は、私立学校にとっては経営の健全化と父母の経済的負担の軽減を図るために公的補助を受けることが極めて重要な意味を有することから、協議会が設立された昭和58年5月当時、学園内に唯一存在していた組合である別組合の系列団体が行っていた公費助成推進のための署名活動に学園及びPTAが賛同して設立されたも

のと推認できる。

協議会の署名活動は、協議会設立以後毎年2回、生徒保護者及び教職員の協力を得ながら継続して行われてきており、前記第1・3・(5)・(9)で認定のとおり、平成7年11月の署名活動において、署名用紙入りの封筒が一部のクラスで配布されなかった時には、生徒保護者から学園に問い合わせがあったほど、恒例行事のように行われていたことが認められる。

④ 協議会が行っている署名活動に対する申立人組合の認識

平成5年12月22日に別組合と系列を異にする申立人組合が結成されると、申立人組合は、その上部団体である日教組からの指示で、申立人組合とは別系列の団体が行っている国会及び県議会あての署名活動には非協力の立場を明らかにした。その一方で、申立人組合は、被申立人に対して、別組合とは無関係な日立市あての署名活動には協力の意思を示した。

協議会が行っている前記署名活動については、前記第1・3・(4)・①、③、④及び(5)・①ないし④で認定のとおり、団体交渉の席で被申立人に対し強く改善を要求していたことや従来どおりの署名活動を続けようとした学園に対して強い反発行動に出ていたことから、申立人組合にとっては労使間の最重要問題の一つとして捉えていたことが窺える。

⑤ 申立人組合の署名活動改善要求

平成7年5月の団体交渉の席で申立人組合がY1理事長に協議会の委員にしてほしい旨申し出たのに対し、Y1理事長は、被申立人は協議会に関与していない旨回答したものの、PTA会長にそのことを伝えた。そして、同年12月に行われた団体交渉でY1理事長がPTA会長に伝えたことをX1に話したところ、「ああ、あれは結構です。もうあきらめましたから」とX1が答えたことは前記第1・3・(4)・①、②及び⑤で認定したとおりである。

そこで、これら一連の経過から、被申立人の協議会への関与については、Y1理事長が、被申立人は協議会に関与していない旨の発言をしているが、協議会会則にあるとおり、協議会の会長及び副会長には被申立人理事でもある学園の校長及び事務長が就任しており、理事長そのものは委員となっていないことをもって、協議会運営に関与していないとするY1理事長の発言はいささか正確さを欠くものと言えるが、申立人組合がY1理事長の仲介により、協議会の委員に加わる途が切り開かれようとしていた矢先に、自らこれを断念・放棄し、署名活動の改善をも断念したと受け取られてもやむを得ない。

また、前記第1・3・(4)・③で認定したガイドライン問題について、X1は当事件第4回審問で署名活動改善のためのガイドライン案を被申立人が先に示さなかったためその後話合いが進展しなかったと主張

している。しかし、少なくとも昭和58年から継続して行われてきた活動を改善しようとするのであれば、まず改善を求める申立人組合がガイドライン案を示すべきであるのに被申立人に案の提示を求めるだけで自ら何ら示さない態度をみると、申立人組合に真に改善の意思があったのかどうかも疑問視せざるを得ない。さらに、申立人組合にあってはX1、X3などはPTAからも脱会し、従来行われてきた別組合系列による署名活動には参加しないという態度をとっている。その一方で、前記第1・3・(5)・①ないし④で認定のとおり、それまで行われてきた署名活動を妨害する行為にまで及んでおり、組合活動としては行き過ぎた行動であると言われても致し方ない。

⑥ 結論

以上のことから総合して判断すると、平成5年に新たに結成された申立人組合が、それまで行われてきた別組合系列の団体が行う署名活動に反対の態度を示したことは、前記第1・3・(5)・⑬で認定のとおり、上部団体の日教組の運動方針を忠実に遵守しようとしたものであって無理からぬものであったとは言える。しかし、もともと私学にあって、公費助成推進のための署名活動は、単に組合活動にとどまらず、学校・保護者あるいは時に地域の協力の下推進するものであり、本件の場合もまた、10年以上生徒保護者や教職員の協力のもとに続けられてきた活動である。被申立人が申立人組合員に対し、別組合系列の署名活動に協力しなかったことにより、不利益な取扱いをしたり、署名活動の運動方針などを協議する場から申立人組合をことさらに排除するなどの差別的行為をしない限り、被申立人がこれまで行ってきた署名活動そのものを変更しなければならぬいわれはなく、申立人組合が改善を求めるのであれば手順を踏んで、生徒保護者及び教職員に対して十分な説明をするなどの努力をすべきであり、その機会があったにもかかわらず、自らそれを放棄し、努力を怠ったばかりか、組合活動とは何の関係もない生徒及びその保護者への妨害行為ともとれる一連の行為は、正当性の域を超えていると言わざるを得ない。よって申立人組合の主張には説得力が欠けており、到底認めることはできない。

2 団体交渉の拒否について

(1) 当事者の主張

① 申立人組合主張の要旨

平成8年10月21日プラスアルファに関する団体交渉が持たれたが、被申立人は別組合とめ合意を理由に不誠実な態度に終始し、被申立人は一方的に団体交渉を打ち切った。同年11月、申立人組合はストライキ権を確立し再度団体交渉を迫ったが、被申立人はストライキ通告を非難するだけで、団体交渉に応じようとしなかった。

同年12月20日に行われた団体交渉で、被申立人は、平成8年度の給与改定について、「県当局に確認しなければならないので、確認が出

来次第改定案を提示したい」と説明したので、被申立人の都合により、申立人組合は平成9年1月の団体交渉を了解したが、その後の団体交渉に、被申立人が応ずることはなかった。

被申立人の寄附行為では、被申立人各理事に代表権は制限されておらず、労務担当理事もY1理事長一人ではないため、理事長に事故ある時は代理をたてるべきであり、当組合では再三代理を立てて団体交渉に応ずるように求めたが、被申立人は同年3月25日まで一切団体交渉に応じなかった。

以上のように、被申立人は団体交渉につき、これを拒否し、不誠実な態度を繰り返したのである。

② 被申立人主張の要旨

申立人組合が主張するように、平成8年度給与改定及びプラスアルファに関する団体交渉が、平成9年1月から一時中断した時期はあるが、同年3月25日には再開し、同年6月からは賃金関係の議題に取り組んだ結果、申立人組合と被申立人とは、同年7月18日、平成8年度のプラスアルファについて合意し、申立人組合員に対するプラスアルファの支払いを完了している。

また、前記の団体交渉が一時中断したのは、被申立人側の団体交渉員であったY1理事長が検査入院し、手術を受けることになった事情から、Y1理事長の健康状態が回復してから再開しても支障はないと判断したものであり、団体交渉を拒絶したものではない。

以上のことから、被申立人は、一時、申立人組合と団体交渉を行うことができなかった事実はあるものの、両者間の懸案事項に関する団体交渉を拒絶したものではないことは明らかである。

(2) 当委員会の判断

申立人組合は、本件平成9年（不）第1号事件において、「被申立人は、団体交渉に応じて平成8年度の賃金を確定させること」を救済内容として請求しているが、労働組合法第7条にいう不当労働行為に対する救済には、不当労働行為の存在はもとより、被救済利益が存在することを要するものと解すべきである。

これを、本件についてみると、前記第1・6・(1)・①及び④で認定のとおり、これまで、賃金改定については、被申立人が提案した県教職に準じた給与改定案が変更されることはなく、申立人組合員も平成8年度の賃金改定案に基づき支給を受けていること、前記第1・7・(8)及び(9)で認定のとおり、平成9年6月からは、被申立人と申立人組合は賃金関係の議題に関して団体交渉を重ねた結果、平成8年度のプラスアルファについて合意に達し、被申立人は、申立人組合員に対する平成8年度のプラスアルファの支給は完了していることが認められる。

以上のとおりであるので、被申立人は、本件申立て後、申立人組合との団体交渉に応じ、平成8年度の賃金について申立人組合と合意に達し、

その支払いを完了しているので、被救済利益は既に喪失したものと考えられるから、団体交渉拒否にかかる救済申立てについては、不当労働行為を構成する事実の存否を判断するまでもなく、その理由がない。

3 X 1 に対する懲戒処分について

(1) 当事者の主張

① 申立人組合主張の要旨

ア 懲戒処分の手続及び処分理由について

就業規則第42条第3号によれば、出勤停止は、「譴責のうえ7日以内の出勤を停止し、その期間給与を支給しない」と規定され、同第42条第1号によれば、譴責とは「始末書を提出させ訓戒する」と規定されているにもかかわらず、X 1 の懲戒処分は、「譴責」がなされずいきなり出勤停止となっており、就業規則に定められた懲戒処分の手続がとられておらず、また、口頭での弁明の機会も与えられておらず、手続的に違法である。

さらに、懲戒処分通知書によれば、懲戒処分理由は、「平成9年4月3日付け明秀日立第1号文書により指摘のとおり」とされているが、この文書には、以下に述べるとおり、X 1 が懲戒処分を受ける理由がない。

イ X 1 の授業方法について

被申立人は、X 1 が平成8年度常に授業をせず苦情が噴出していったように主張するが、懲戒の理由として挙げている授業をやらないという苦情は、平成8年11月だけで、2学期の一時期にすぎず、逆に1学期も3学期も授業に対する苦情など全くない。さらに被申立人が主張する平成8年度2学期もX 1 は授業を行っている。

また、被申立人は、地学の授業中「現代社会」の授業がなされたと主張するが、平成8年度1学期の一時期、X 1 が生徒の質問に答えて個人の人権の話をしたということだけなのであり、X 1 が授業をしなかったという事実はどこにもない。

ウ 地学の成績評価問題について

被申立人は、X 1 が2学期の成績評価において「地学オール3」をつけたことが懲戒処分の事由となっていると主張するが、X 1 が「オール3」をつけた事実はなく、そもそも、平成8年度2学期は5段階評価をしておらず、X 1 は生徒に対して48点、47点、56点等きちんと点数評価をしている。ところが、被申立人は、このX 1 の2学期の地学の成績評価については、学年会議でも成績会議でも当時全く問題になっていないにもかかわらず、後に「オール3」としてでっち上げた上で問題としているものである。

エ 学校批判について

被申立人は、X 1 が地学の授業中生徒の前で、学校批判等を繰り返していたと主張するが、そのような事実はない。

オ 公費助成推進活動について

公費助成推進活動は、別組合の運動であり、申立人組合が所属しない茨城私教連が署名をとりまとめて、共産党より国会に出されていることは、客観的な事実である。この運動に協力しないことをもって被申立人がX1を懲戒処分にするというのは、別組合の運動をさせることを強要しているのと同じであり、組合間差別にあたる。

カ 季刊教育法への投稿について

「季刊教育法」の問題については、X1は教育法学会の会員であり、同誌は同学会の準機関誌であり、一般に出回るような雑誌ではなく、本件で指摘されている論文についても、X1が他の教師に見せたものが教頭に知られたものであり、これは懲戒処分の理由とはならない。

キ 結論

X1は申立人組合の執行委員長であるが、X1に対する減給を伴う出勤停止の懲戒処分は、何ら法的根拠がなく、X1の執行委員長としての組合活動に対し、これを排除せんがために行われた明らかな不当労働行為であり、かつ、違法な処分である。

② 被申立人主張の要旨

ア 懲戒処分の手続及び処分理由について

被申立人は、平成9年3月賀日、X1の勤務態度についての問題点を指摘した文書「貴殿の勤務態度等について」を交付し、これに対する反論書の提出を求め、かつ、口頭による弁明ないし反論の機会を与え、これらを踏まえ、「明秀日立第125号文書に対する貴殿の反論書について（回答）」を交付し、同年4月7日、X1に対し、就業規則第43条第2号及び第42条第3号の規定に基づき、同月8日から14日まで、出勤停止とする旨の懲戒処分を行ったものであり、以下に述べるとおり処分理由においても、手続きにおいても何ら瑕疵のあるものでない。

X1に対する懲戒処分の理由は、「貴殿の勤務態度等について」及び「明秀日立第125号文書に対する貴殿の反論書について（回答）」に記載したとおりであるが、主要な理由は以下のとおりである。

イ X1の授業方法について

平成8年度、1学年の1学期の地学におけるX1の授業は、教科書を用いた講義ではなく、生徒にレポート作成と自習を命じたため、授業中にもかかわらず、生徒が勝手に行動することをX1は容認する等して、十分な指導を怠っていた。また、同時期において、地学の授業中にもかかわらず、「現代社会」の授業とも思われるものなされた。

2学期の授業方法は、講義形式に変更されたが、1回の授業につき、1クラスあたり、出席番号順に2名の者にノートを提出させ、

そのノートは返却されないというものであった。

ウ 地学の成績評価問題について

平成8年度2学期、X1が、生徒の評価を行うための試験を実施せず、1学年の地学の成績評価について、担当する全生徒の評価につき、5段階評定における3（点数41から60）を付けるに至ったのは相当でなく、成績評価を恣意的に行ったというべきである。

たしかに、教科担当教師の成績評価については、高校では教師の教科専門性が尊重されており、そのため、成績会議では、個々の教師がつけた成績評価を取り上げてその適否を審議するものではなく、進級のための単位の認定が問題ないかどうかを判定するものである。しかしながら、いかに教師に評価を行うべき権利があるといえども、恣意的に生徒を評価することは、教師としてあるまじき行為である。

エ 学校批判について

X1は、平成8年度の授業において、生徒の前で、学校批判等を繰り返している。自分たちの先生から自分たちの学校がだめな学校などと告げられることは、今後の夢や希望を有する生徒に対し、自分達の選択が誤っている、さらには夢や希望もないかのごとき思いを生じさせるものであって、許されるべき行為ではない。

オ 公費助成推進活動について

P T Aが主体として活動を進めている公費助成推進運動では、X1は、P T Aの費用で印刷作成された文書を封入したP T A封書を保護者に渡さずに、隠匿したり、P T A担当の女子教諭が教頭の指示により公費助成推進運動関係の仕事を行ったことに対して、生徒の前で、怒鳴りつけ、悪口雑言を浴びせて非難するなどの行為を行っているもこれらの行動が、社会的に相当な行動であるかは甚だ疑問である。

カ 季刊教育法への投稿について

X1は、教育雑誌「季刊教育法」に2回にわたり投稿を行っている。その内容は、明秀学園に関する、事実とは異なる、読む者に甚だしい誤解を与える記述がなされ、いわば一種の暴露記事に類するものとなっている。さらには、問題行動のあった生徒について、その具体的な事情が詳細に記されており、記事に書かれた生徒の人権を損なうものであることは明白であり、教員の守秘義務に違反する。

加えて、これらの校内情報が校外へ披れきされることによって、明秀学園の社会的評価を失うおそれも極めて高い。したがって、X1のこれらの行為が明秀学園の教員として、重大な問題があることは論を待たない。

なお、これらにつき、申立人組合においては、当該「季刊教育法」が発行部数も少なく、当該文書が広く目に触れるものではないからその影響はないかのごとく言うが、実際に、一般人が入手可能であ

り、多数の教育関係者に現実に講読される以上、その問題性が否定されるものではない。

キ 結論

したがって、X 1 に対する懲戒処分は、手続においても処分理由についても、何ら瑕疵はなく、申立人組合の主張には何ら理由がない。

(2) 当委員会の判断

① 平成8年11月のストライキまでの労使関係

これまでの申立人組合と被申立人との労使関係を見ると、前記第1・2・(6)で認定のとおり、申立人組合機関紙フェンスの内容をめぐり、平成7年3月には被申立人はX 1 に警告文書を出すなどしていること、前記第1・3・(5)で認定のとおり、平成7年度において、公費助成推進活動をめぐる激しい対立があったこと、前記第1・4・(1)で認定のとおり、平成8年4月には、「いじめ問題への取組についての総点検調査」についてのX 1 の新聞記事をめぐり、被申立人は全教職員に学校情報の扱いに注意を促す通達を出していること、また、前記第1・4・(2)で認定のとおり、雇用保険加入問題をめぐって対立し、申立人組合は平成8年6月のストライキに至ったこと、さらには、前記第1・5・(1)ないし(4)で認定のとおり、平成8年度プラスアルファの支給をめぐり、平成8年11月21日、学園の記念式典当日における申立人組合のストライキ及び被申立人の申立人組合員に対するロックアウトといった状況にまで至ったことが認められ、労使関係において対立が絶えなかった事実が認められる。

② 処分に至る経緯について

前記第1・5・(5)で認定のとおり、被申立人は申立人組合の平成8年11月21日の記念式典当日におけるストライキに対し、「上記教員（申立人組合員）の行為に対しては、理事会として厳しい対応を迫られている」と申立人組合の行為に対する全教職員あての文書にて、その認識を表明している。また一方で、前記第1・8・(3)・⑬及び同(4)・①で認定のとおり、X 1 の授業に対し保護者からの苦情があり、その後、被申立人が同年12月以降毎月理事会を開催し、X 1 の懲戒処分について審議していたことが認められる。

以上のことから推断すると、被申立人がX 1 を懲戒処分するに至るきっかけは、執行委員長としてのX 1 のこれまでの組合活動に対する嫌悪、とりわけ記念式典当日のストライキに起因するものであり、被申立人がX 1 に対する保護者からの苦情に籍口して、X 1 の懲戒処分の理由を探し始め、この措置をもって申立人組合の弱体化を図ろうとしたものであると推認できなくもない。

③ 懲戒処分の手続

申立人組合は、就業規則第42条第1号及び第3号を引用し、X 1 に

対し譴責や弁明の機会を与えずになされた出勤停止処分は、手続的に違法であると主張しているのも、まずこの点につき判断する。

一般的に、懲戒処分は従業員に不利益を課す処分であることから、その手続について就業規則に定めがある場合には、その手続を遵守することが必要であり、手続上の瑕疵が軽微で結果的に処分の妥当性を害しないような場合を除いて、手続上の瑕疵を理由に無効とされるものと考えられる。

前記第1・8・(4)・⑫で認定のとおり、X1に対する出勤停止処分は、就業規則第42条第3号で、出勤停止は「譴責のうえ」と規定されているにもかかわらず、同条第1号にいう「譴責始末書を提出させ訓戒する」手続がとられていない。この点において、被申立人のなした出勤停止処分は、手続上の瑕疵があったものと考えられないわけでもないが、前記第1・8・(4)で認定のとおり、被申立人は、「貴殿の勤務態度等について」を交付し、これに対する反論書の提出を求め、さらには、口頭での弁明や反論の機会を与えていることが認められる。

したがって、被申立人は、X1に始末書こそ提出させていないが、文書及び口頭による弁明や反論の機会を与えており、被申立人がX1の出勤停止処分に先立って形式的に譴責処分をしなかったことのみをもって、手続上その効力に影響を及ぼすように重大な瑕疵があったとまでは言えず、この点は本件出勤停止処分の効力には何ら影響を及ぼさないとすべきである。

④ 懲戒処分の理由について

前記第1・8・(4)・⑩で認定のとおり、懲戒処分通知書には、処分事由は、「平成9年4月3日付け明秀日立第1号文書により指摘のとおり」とされていた。

そこで、就業規則違反の具体的行為として挙げられている明秀日立第1号文書の内容について見ると、過去X1が平成4年度から平成5年度に広報部長をしていたころの事由などが挙げられており、この点において、被申立人の懲戒処分通知書は、就業規則違反の事由に明確さを欠くものがあるといわなければならない。

しかしながら、この明秀日立第1号文書は、被申立人が、平成9年3月17日、X1の懲戒処分を意図して出した文書「貴殿の勤務態度等について」に対するX1の反論書に被申立人が回答しただけのものであり、このすべてがX1の懲戒処分の具体的理由には結びつかないものと考えられる。

そこで、平成9年4月7日付けの懲戒処分通知書の前に、被申立人がX1に対して指摘した文書「貴殿の勤務態度等について」が交付されているので、以下この内容につき判断することとする。

⑤ 教員としての資質の欠如について

ア X1の平成8年度の地学の授業

前記第1・8・(3)・②及び③で認定のとおり、X1の1学年の地学の授業形態は、1学期はグループ学習によるレポート作成、2学期が講義形式で試験を行わない代わりに出席番号順に2名の生徒にノートを提出させ、3月期は課題を与えての個人レポート作成であり、また、平成8年7月10日及び12日には、「現代社会」の授業とも思われるものがなされていた。

さらには、前記第1・8・(3)・⑬で認定のとおり、職員朝会で、Y2教頭から2回にわたり、保護者から授業をしない先生がいるという苦情があるので、全教職員に対し授業を行うよう訓令がなされ、X1個人にも、直接指摘があったことが認められるが、X1には聞き入れなかったものと思料される。

しかしながら、X1の平成8年度の地学の授業が、基本的に教科書に添った講義ではなかったため保護者から苦情があったことや、あるいはたまたま生徒の質問に答えて人権の話をし、「現代社会」の授業とも思えるものがなされたからといって、X1が常時授業をせず、十分な指導を怠っていたとまで言えない。

イ 地学の成績評価問題について

前記第1・8・(3)・⑫及び⑮で認定のとおり、X1は2学期に生徒の評価を行うための試験を行わず、4クラス全員の約160名を5段階評定で言うと3（点数が41点から60点）の範囲内で評価したが、この成績評価は、成績会議で何の指摘も受けることなく、承認されていたことが認められる。

X1の成績評価は、試験の代わりに講義内容をノートにして提出という評価方法が取られたために、もともと評価に差が出るものではなかったこと、また、この成績評価が、成績会議でも問題とされなかったことからしても、被申立人は特に問題であるとの認識はなかったと推認されるから、X1が、評価の原則から掛け離れた恣意的な成績評価を行ったとする被申立人の主張には理由がない。

ウ 授業中の発言について

X1は、地学の授業中、前記第1・8・(3)・④で認定のとおり、1学期には生徒の「赤点を取ったらどうなるのか」という質問に、単位は取れなくても進級はできるとの誤解を与える発言をしたことが認められ、また、前記第1・8・(4)・②で認定のとおり、明秀日立第125号文書「貴殿の勤務態度等について」によると、「生徒は、面白くない授業や学校行事はさぼる権利がある」、「やることがないので、好きにしている」と発言をしたという事実が挙げられている。

しかしながら、これらの事実があったかどうかは判然としないが、あったとしても、これらのX1の授業中の言動がどのような状況下でなされたかまでは窺い知れず、この発言のみを取り上げて、X1の授業中の言動が教員にあるまじき指導であると判断することは

きない。

⑥ 学校への不服従、批判的かつ秩序を乱す言動

ア 学校批判について

被申立人は、X 1 が平成 8 年度の授業中、生徒の前で、学校批判等を繰り返していたと主張するが、この点について被申立人から十分な疎明がなされておらず、これが事実であったかまでは判断することはできない。

イ P T A 活動への非協力

前記第 1・3・(5)・③及び④で認定のとおり、X 1 は、平成 7 年 6 月 16 日及び 22 日の 2 回にわたり、協議会が推進する公費助成のための署名活動に非協力の立場から、これに協力しようとした Z 5 を X 3、X 5 などと取り囲み、生徒の前で、Z 5 を威圧するような行為を行ったり、前記第 1・3・(5)・⑤で認定のとおり、申立人組合員から公費助成にかかる署名用紙の入った P T A 名義の封筒を預かり、物理化学準備室の薬品庫に隠匿したり、さらにその後、前記第 1・3・(6)で認定のとおり、P T A 会長からの平成 8 年 3 月 18 日付け「生徒保護者宛 P T A 封書について(照会)」に対する再三の説明要求にも、回答をしなかったことが認められる。

この点について判断するに、前記第 2・1・(2)・⑥で判断したとおり、この公費助成のための署名活動は、申立人組合の上部団体とは系統の異なる、別組合の系統の署名活動であり、申立人組合の上部団体から、他の組合の署名活動には協力しないよう指示がなされていることからしても、申立人組合が、この署名活動に協力できないとする立場はやむを得ないものと考えられる。しかしながら、生徒のいる前で同僚教諭を取り囲んで威圧したり、非難したりすることが許されるものではなく、この生徒保護者あて P T A 文書を返却することなく放置隠匿し、P T A 会長からの照会にも一切回答しなかったことは、X 5 の行為に行き過ぎがあったと思料される。

ウ 軽音楽同好会の生徒による喫煙問題に対する指導について

前記第 1・8・(3)・⑩及び⑪で認定のとおり、平成 8 年度、軽音楽同好会顧問であった X 1 は、軽音楽同好会器具室で発覚した喫煙問題で、Y 2 教頭から事実の調査をするようにとの指示をうけたにもかかわらず、「自分は調査はやらない。発見者の生徒指導部がやるべきだ」と主張し、教頭の業務命令に従わなかったことが認められる。

⑦ 学校に不利な情報の校外への開示

前記第 1・8・(3)・⑤ないし⑨で認定のとおり、X 1 は、教育雑誌「季刊教育法」に 2 回にわたり、申立人組合代表の肩書で、学園に関する記事を投稿していることが認められる。もちろん、組合活動においても、憲法上保障されている表現の自由は認められるが、無制限に

あらゆる表現活動が許されているわけではなく、おのずと一定の制約があると言うべきである。また、前記第1・4・(1)・⑤で認定のとおり、被申立人は、平成8年5月2日、全教職員に学校情報の扱いに注意を促す通達「校内情報の校外への開示について」を出し、就業規則第34条の規定「…業務上機密とされた事項、又は不利益となる事項を他にもらしてはならない」に違反することのないよう注意を促しているとおおり、被申立人には、憲法の人権保障に反しない範囲で、教職員の行動について、勤務規定により合理的な必要最小限の制限が許されていると言うべきであり、被申立人の教職員は、被申立人に勤務している以上、勤務時間外の活動においても、被申立人の勤務規定に違反してはならないものと考えられる。

そこで、投稿した学園の記述の内容を具体的に見ると、前記第1・8・(3)・⑧及び⑨で認定のとおり、当該記述の中には、「職員会議ぬきの、不透明な入学者の決定」といった見出しで、「大幅な定員超過による公費補助金カットを恐れたF理事長が、合格点を上げるよう指示したとの声が聞こえてきた。…職員会議による合否判定会議を経ず、一部教職員の秘密会の出来事だけに、不透明な入学者の決定に変わりは無かった。合格発表の済んだ後の授業中の出来事であったが、校庭で大量の書類を焼却している教員の姿が目撃された。まだ入学者も確定していない時点で、入試関係の書類を焼却したというのである」といった記述や、生徒への具体的ないじめの内容を記述した箇所も見られる。これら記述は全体として被申立人に関して悪いイメージを与えるおそれがあり、仮にこの記事の内容が事実であるとしても、記述の内容そのものは、関係者とりわけ生徒への配慮に欠け、また、被申立人の社会的評価を損ないかねない記述が随所に見られる。極論すれば、「自分の立場一方からの事実」の暴露の誹りを免れない。X1の教育雑誌への寄稿が、組合活動としてなされたにせよ、教育学研究活動としてなされたにせよ、組合代表の名を用いて一種の暴露的煽動的内容の記述に終始しているのであって、これは表現の自由の保障の外におかれるべきものと思料される。

したがって、被申立人の主張するように、X1のこの投稿文の記述内容は、被申立人の社会的評価を損なうおそれが極めて高いものであり、被申立人がこのことを問題にし、懲戒処分理由としてもやむを得ないものと考えられる。

なお、申立人組合は、この教育雑誌「季刊教育法」は一般に出回るような雑誌ではないと主張しているが、前記第1・8・(3)・⑥で認定のとおり、教育に関心をもった人たちに講読されていることから、被申立人の社会的評価を損なうおそれがないとまでは言えず、このことによってはその問題性が否定されるものではない。

⑧ 結論

以上のことを総合して勘案すれば、本件懲戒処分は、被申立人が、申立人組合のストライキ後、これに対する制裁として、特に執行委員長であるX1について、本件懲戒処分を検討し始めたものであり、X1の組合活動を嫌悪してなされたものであると推認できなくもないが、被申立人が主張する本件懲戒処分の具体的事由については相当な理由があり、それが本件懲戒処分の決定的動機と思料される。

4 X1のクラス担任外し及び授業持ち時間なしについて

(1) 当事者の主張

① 申立人組合主張の要旨

X1は、減給を伴う出勤停止7日間の懲戒処分を課されたほか、平成9年度の授業持ち時間数をゼロとされたものである。この理由について、被申立人は意図的に懲戒事由と混同させており、授業をしないなどという事実はない。

さらに「地学オール3」という評価をした事実もない。平成8年度の2学期は5段階評価などしておらず、結局被申立人申請証人Z8 1学年主任も、その反対尋問において、オール3の評価がなされなかったことを認めている。

以上の通り、当時の労使問題でX1を快く思っていなかったY2教頭らは、問題をでっち上げようとの意図のもとにZ8 1学年主任を使い、X1が「オール3」をつけたことにし、X1に対する処分の口実作りをしたというものであるから、X1の授業持ち時間なしは、明らかに不当労働行為である。

② 被申立人主張の要旨

平成9年度のX1の授業持ち時間は、X1に対する「貴殿の勤務態度等について」で指摘したとおり、授業方法等には重大な問題があり、保護者との関係も良好ではないため授業持ち時間なしとしたものであり、平成9年度のX1のクラス担任についても、同様の理由から、任せることはできないと判断したためである。

(2) 当委員会の判断

① クラス担任及び授業持ち時間について

まず、本件で問題になっているクラス担任外し、授業持ち時間なしあるいは大幅削減という行為がどのような性格のものであるか検討する。

学校教育法第28条第6項によれば、「教諭は、児童の教育をつかさどる」（高等学校においては、この規定が同法第51条により準用される）とされており、教諭としての主要な職務は、クラス担任を持つこと及び授業を担当することであると考えられ、これらを奪われることは、生徒との接点を失い教諭としての職務を奪われることになると言える。

そこでクラス担任及び授業持ち時間の持っているそれぞれの意味に

ついて検討するに、クラス担任については、教師としての専門的知識や経験の有無に加えて、生徒との接触が深く生徒指導において重要な責任のある業務であることから、その決定は、当該教諭の生徒の指導力、これまでの指導の適切さ、生徒や保護者から信頼を得ていること、また学園の教育・運営方針に対する理解と規律性などの適性を考慮してなされるもので、被申立人の裁量が広く認められるものであると考えられる。

これに対し、教師による授業は、クラス運営の巧拙というよりは、教科担当としての専門的知識や経験、あるいは文部省告示による学習指導要領への理解と準拠などが求められるのであり、授業持ち時間の大幅な削減には、校務分掌や学年分掌の事務負担との兼ね合い、担当教師の数の変動、当該教諭の健康状態など、削減するに足る合理的な理由がなければ、そもそも行うことができないものであると考えられる。

さらに付け加えれば、授業持ち時間の大幅な削減が上記のような事情によりなされたものでないとするれば、授業持ち時間なしの決定は、前記第1・8・(4)・⑩で認定したとおり、被申立人の就業規則に定める、譴責、減給、出勤停止などといった懲戒処分とは異なるものではあるが、教諭の職務の根幹をなす生徒に対する授業担当を停止し、生徒との接触を全面的に奪ってしまうという点において、一種の懲戒処分的側面があると言わざるを得ない。したがって、少なくともその決定にあたっては、就業規則第43条（譴責、減給、出勤停止）に定める事由に相当するような事実がある場合に限られると言ふべきである。また、その決定には合理的な理由を必要とすることは無論のこと、恣意的なものであってはならず、また、手続としても事前に当該教諭に対する十分な注意・指導がなされ、改善の機会が与えられるとともに決定にあたっては、弁明や反論の機会が付与されなければならないと思料される。

② X1のクラス担任外しについて

そこで、X1に対する平成9年度のクラス担任外しについて具体的に判断するに、この決定は、X1の組合活動を嫌悪してなされた不利益取扱いであると推認できなくもないが、前記第1・8・(2)及び(3)で認定したとおり、X1には、PTA名簿への現住所及び電話番号の掲載拒否、協議会が推進する公費助成のための署名活動への非協力及びPTA名義の署名用紙の入った封筒の放置隠匿、日立女子高体育祭への不参加、PTAからの脱会及び軽音楽同好会の生徒の喫煙問題に対する生徒指導に非協力であったりしたことが認められる。X1のこれらの行為は、学園の教育・運営方針に沿うものとは言えず、これら一連の行為をもって、被申立人がX1のクラス担任なしを決定したことは、やむを得ないものであると考えられるから、これを不当労働行為

であるとする申立人組合の主張は採用できない。

③ X 1 の授業持ち時間なしについて

次に X 1 に対する平成 9 年度授業持ち時間なしについて具体的に判断するに、X 1 の授業持ち時間なしの決定は、校務分掌や学年分掌などとの兼ね合いを理由とするものではなく、前述のとおり、就業規則に基づかない一種の懲戒処分の側面を有しているものと判断できるので、この授業持ち時間なしの決定は、その手続においても理由においても適正なものでなくてはならない。

前記第 1・8・(3)・⑬で認定のとおり、被申立人は、X 1 に授業をきちんと行うように注意していることは認められるものの、地学の成績評価の問題、授業中の発言などについては、被申立人が十分な注意・指導を行ったとの疎明はなく、X 1 に改善の機会も与えずになされた決定であり、その手続の面で問題があることは否定できない。

さらに、X 1 の授業持ち時間なしの理由についても、前記第 2・3・(2)・⑤で判断したとおり、X 1 の授業中における発言や、その授業方法、成績評価の問題についても、X 1 の授業方法や学習指導に重大な問題があったとまでは言えないと判断したところであり、授業持ち時間を剥奪してしまうほどの相当な理由は見つけることができない。

④ 結論

以上のことを総合して勘案するに、被申立人が X 1 に対して行った平成 9 年度についてのクラス担任外しについては、合理的な理由があると判断されるので、申立人組合の主張は採用できない。ただし、このことは在職中将来にわたってまでのクラス担任外しの相当性を意味するものではない。

次に、被申立人が X 1 に対して行った授業持ち時間なしの決定は、その手続や理由の面においても是認できるものではなく、このような被申立人の行為は、前記第 1・5 で認定のとおり、当時、労使関係で鋭く対立していた申立人組合がストライキを行ったことを奇貨として、申立人組合執行委員長としての X 1 の組合活動を嫌悪してなされた労働組合法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する不当労働行為と判断せざるをえない。

よって、当委員会は、被申立人の行った X 1 の授業持ち時間なしは、不当労働行為であると判断するが、平成 9 年度はもとより、平成 10 年度にさかのぼって授業を持たせることは不可能であり、平成 11 年度以降において、担当教科内の他の教員と同等の授業時間を持たせなければならぬ。

したがって、主文第 1 項のとおり命令する。

5 X 2 のクラス担任外し及び授業持ち時間削減について

(1) 当事者の主張

① 申立人組合主張の要旨

X 2 について、授業持ち時間を週 4 時間にする根拠は、全く見当たらない。また、X 2 の授業持ち時間が大幅に減らされたことに対し、被申立人側から何の説明もなされていない。

被申立人は、X 2 が 1 名の生徒の成績評価をしなかったことを理由とするが、X 2 は学園の内規通り実行したのであり、出席日数が足りなく、しかも診断書も出ていなければ、教科の教師としては点がつけられないことは当然である。それ故、この問題は、当時学年会においても校長においても全く問題とされていない。したがって、この件は X 2 の授業持ち時間が大幅に減らされる理由とはならない。

さらに、被申立人は別室登校の問題を理由にするが、X 2 は教師としていじめ問題に真正面から取り組み、問題の生徒を卒業まで導いたことは教師として称賛されこそすれ、非難されるいわれはない。結局これも授業持ち時間大幅減の理由とはならない。Z 8 1 学年主任は自ら「X 2 先生に授業をもたすなど進言した」ことを認めているが、合理的な理由は見当たらない。

② 被申立人主張の要旨

X 2 は、平成 8 年度の授業中に学校批判を行うとともに、平成 7 年度のクラス（3 年 8 組担任）運営が不適切であったこと、学校行事へも非協力的であり、さらに、PTA 名簿への住所及び電話番号の掲載を拒否し、保護者からの批判が出ていたことなどの事実がある。そのため、これまで指導が適切ではなく、生徒及び保護者から信頼を得ているとは必ずしも言えないと判断したため、クラス担任を受け持たせないこととし、授業持ち時間を減じたものである。

(2) 当委員会の判断

① X 2 の経歴

前記第 1・9・(1)で認定のとおり、X 2 は、被申立人に昭和 60 年に採用されて依頼、平成 8 年度以降クラス担任を外されるまで、クラス担任を歴任してきており、また、授業持ち時間についても、平成 9 年度に週 4 時間に削減されるまでは、ほかの教員と同等の授業時間を担当し、平成 4 年度及び 5 年度には理科の教科主任を務めるなどしてきた。

一方で X 2 は、申立人組合結成時より現在まで執行委員として活動していることが認められる。

② クラス担任外し及び授業持ち時間削減に至るまでの労使関係

前記第 1・5 で認定のとおり、申立人組合と被申立人は、当時、労使関係で鋭く対立していたことから、X 2 の授業持ち時間削減は、申立人組合が、平成 8 年 11 月にストライキを行ったことを奇貨として、申立人組合員のうち、特に X 1 などともに積極的に組合活動を行っていた X 2 に対する制裁としてなされた不利益取扱いであると推認できなくもない。

③ X 2 のクラス担任外しについて

前記第 1・9・(4)で認定のとおり、平成 7 年度、X 2 が担任であった 3 年 8 組の M 子のいじめ問題につき、X 2 の指導方法と、校長をはじめとする被申立人側の M 子の指導方針とに対立があったことが認められる。しかしながら、前記第 1・9・(4)・③ないし⑦で認定のとおり、M 子の問題に関し、Y 3 校長と親権者（父親）との話し合いにおいて、学園の取組方針について説明がなされており、この取組方針は X 2 にも伝えられているにもかかわらず、X 2 はこれに従わなかった。さらに、前記第 1・9・(4)・⑧ないし⑩で認定のとおり、X 2 の行った M 子の理科室登校は、学園が制度として承認している「別室登校制度」の条件に合うものでもなく、また、X 2 は職員会議においてこの件について問題提起をしていなかった。これらのことから判断すると、X 2 の行った「理科室登校」は、被申立人側の方針及び「別室登校制度」に合致するものではなく、X 2 は自分の指導方法に固執し被申立人の指示にも従わない態度が見受けられ、平成 7 年度のクラス運営上問題があったことは否定できない。

また、前記第 1・9・(2)・①ないし③で認定のとおり、X 2 は平成 6 年度より P T A 名簿への掲載を拒否し、それに伴って保護者から苦情が出ていたこと、校務分掌上生徒指導部の生活指導担当でありながら、早朝バイク指導に協力しなかったと、協議会が推進する公費助成のための署名活動に非協力の立場から、差出人 P T A 名義の署名用紙の入った封筒を自分の担任クラスの生徒に配布せず X 1 に預けた結果、前記第 1・3・(5)・⑨及び⑯で認定のとおり、保護者や P T A の間でも問題になったこと、前記第 1・9・(2)・④及び⑤で認定のとおり、X 2 の担任クラスの教室が乱雑であったため、翌日の新入生の制服の採寸のため教室を清掃するよう教頭から指示されたにもかかわらず、「生徒が処理しないで卒業してしまったので、担任としてはできない」と発言するなど、X 2 が学校行事に対して非協力的であったことが認められる。

また、前記第 1・9・(3)・①ないし④で認定のとおり、平成 8 年度の P T A 総会で決定された体育文化後援会費の値上げについて、「学費は払う必要があるが、体育文化後援会費（P T A）は任意であるから別に払わなくてもよい」などと授業中発言したり、学校運営に批判的な態度があったことも見受けられる。

以上のことから判断すると、X 2 のこれらの行為は、学園の教育・運営方針に沿うものとは言えず、これらの行為をもって、被申立人が X 2 のクラス担任なしを決定したことは、やむを得ないことであると考えられるから、これを不当労働行為であるとする申立人組合の主張は採用できない。

④ X 2 の授業持ち時間削減について

前記第2・4・(2)・①で判断したとおり、この授業持ち時間の大幅な削減の決定には、合理的な理由が必要であり、また、手続においても事前の注意・指導等の機会が与えられ、決定に際しては弁明や反論の機会が付与されなければならない。

被申立人は、X2が、平成8年度の授業中に学校批判を行うとともに、平成7年度のクラス運営が不適切であったこと、学校行事へも非協力的であり、さらに、PTA名簿への住所及び電話番号の掲載を拒否し、保護者からも批判が出ていた事実などから、指導が適切ではなく、生徒及び保護者から信頼を得ているとは必ずしも言えないと判断したため、X2のクラス担任を外し、授業持ち時間を減じたと主張するが、このことはクラス担任を外す理由にはなったとしても、X2の授業方法や学習指導に重大な問題があったとまでは言えないのであって、このことをもって授業持ち時間を大幅に削減する合理的理由とはならない。

⑤ 結論

以上のことを総合して勘案するに、被申立人がX2に対して行った平成9年度についてのクラス担任外しについては、合理的な理由があると判断されるので、申立人組合の主張は採用できない。ただし、このことは在職中将来にわたってまでのクラス担任外しの相当性を意味するものではない。

しかしながら、被申立人がX2に対して行った授業持ち時間の大幅削減の決定は、その手続や理由の面においても是認できるものではなく、このような被申立人の行為は、当時、労使関係で対立していた申立人組合がストライキを行ったことを奇貨として、申立人組合執行委員会としてのX2の組合活動を嫌悪してなされた労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為と判断せざるをえない。

よって、当委員会は、被申立人の行ったX2の授業持ち時間の大幅な削減は、不当労働行為であると判断するが、平成9年度はもとより、平成10年度にさかのぼって授業を持たせることは不可能であり、平成11年度以降において、担任教科内の他の教員と同等の授業時間を持たせなければならない。

したがって、主文第1項のとおり命令する。

6 X3のクラス担任外し及び授業持ち時間削減について

(1) 当事者主張の要旨

① 申立人組合主張の要旨

被申立人は、X3の授業持ち時間削減及びクラス担任外しの理由として、年休が多いこと、授業中に英語を教えていたことを挙げるが、X3は大学院の講義を受講していたのであり、また、商業科の教諭が商業英語を教えるのは当然であり、いずれも正当な理由ではない。

申立人組合の書記次長であるX3の組合活動に対する制裁として、

このような重大な不利益取扱いがなされたものである。

② 被申立人主張の要旨

商業科は、教員が二人でペアを組んで授業を行うことが多く、教員同士の信頼関係が大切になる。しかしながら、X3は、平成6年度及び7年度には、商業科主任への就任を拒否するなど、同僚の教員から協力的でないのでペアを組みたくないという意見が多く出されている。さらには、授業中に学校批判したという事実もある。そのため、これらの事情を考慮し、X3の授業時間を減らさざるを得ないと判断し、決定したものである。

また、X3は、学校行事に協力しなかったこと、PTA名簿への住所、電話番号の掲載を拒否し、保護者から批判があること、X1らとともにPTA係の女子教諭を取り囲み抗議するなどといった暴力的な威圧行為を行ったこと、生徒と接すべき終礼時のホームルーム、清掃の時間帯に、年次有給休暇を継続的に取得し、クラス担任として十分な対応を取っていなかったことなどにより、クラス担任を受け持たせることができないと判断したためである。

(2) 当委員会の判断

① X3の経歴

前記第1・10・(1)で認定のとおり、X3は、被申立人に昭和55年4月に採用されて以来、平成8年度にクラス担任を外されるまでクラス担任及び学年副担任を歴任し、また、授業持ち時間についても、平成9年度に週10時間に削減されるまで他の商業科の教員と同等の授業時間を担当していた。

一方でX3は、申立人組合結成時より、申立人組合書記次長として、積極的にX1、X4などとともに、被申立人との団体交渉に臨んできたことが認められる。

② クラス担任外し及び授業持ち時間削減に至るまでの労使関係

前記第1・5で認定のとおり、申立人組合と被申立人は、当時、労使関係で鋭く対立していたことから、X3の授業持ち時間削減は、申立人組合が、平成8年11月にストライキを行ったことを奇貨として、申立人組合員のうち、特にX1などとともに積極的に組合活動を行っていたX3に対する制裁としてなされた不利益取扱いであると推認できなくもない。

③ X3のクラス担任外しについて

被申立人は、X3のクラス担任外しの理由について、学校行事への非協力、PTA名簿への掲載拒否、PTA係女子教諭への威圧行為及びホームルームの時間帯の年次有給休暇の断続的取得などから、クラス担任としての十分な対応に欠けていた旨主張しているため、この点につき判断する。

前記第1・10・(2)・①で認定のとおり、X3は平成6年度からPT

A名簿への現住所及び電話番号の掲載を拒否しているが、1年2組のクラス担任をしていた平成7年度には、担任クラスの生徒に現住所も電話番号も教えてあり、このことをもっては、クラス担任外しの理由にはならない。

しかしながら、前記第1・10・(2)・⑤及び⑨で認定のとおり、X3は、協議会が推進する公費助成のための署名活動に非協力の立場から、これに協力しようとした同僚教諭を取り囲んで威圧したり、非難したりしているが、この行為には行き過ぎがあったと思料される。

さらに、前記第1・10・(2)・⑥ないし⑧で認定のとおり、X3には、平成7年度の日立女子高体育祭への不参加及び校外宿泊学習時の年次有給休暇の請求など、学校行事への非協力的な態度が見受けられる。また、前記第1・10・(2)・⑩で認定のとおり、X3は平成7年度、茨城キリスト教大学大学院の受講のため、講義のある火曜日に午後3時から午後5時まで年次有給休暇を取得しており、その回数は、25回にのぼっている。確かに、X3は授業のない時間帯に年次有給休暇を取得しており、当然の権利の行使と言えなくもないが、一方で、生徒と接すべき終礼時にクラスにいないことになり、クラス担任として十分な対応が取れなかったものと推認せざるを得ない。また、前記1・10・(3)・③で認定のとおり、平成8年度においても同様の年次有給休暇の取得が認められる。

したがって、X3のこれらの行為は、学園の教育・運営方針に沿うものとは言えず、被申立人がX3のクラス担任なしを決定したことは、やむを得ないものである。と考えられるから、これを不当労働行為であるとする申立人組合の主張は採用できない。

④ X3の授業持ち時間削減について

前記第2・4・(2)・①で判断したとおり、この授業持ち時間の大幅な削減の決定には、合理的な理由が必要であり、また、手続においても事前の注意・指導等の機会が与えられ、決定に際しては弁明や反論の機会が付与されなければならない。

被申立人は、X3の授業持ち時間削減の理由について、商業科は教員が二人で授業を行うことが多く、教員同士の信頼関係が重要であるが、X3は商業科主任への就任を拒否するなど協力的でないため同僚の教員からペアを組みたくないという意見が出されていることを主張している。この点につき判断する。

前記第1・10・(2)・③及び④で認定のとおり、X3は平成6年度及び平成7年度には商業科主任への就任を拒否し、茨城県高等学校教育研究会の商業部会から脱退するなど、商業科の業務に協力的でなく、さらに、前記第1・10・(3)・⑤で認定のとおり、平成8年度の課題研究の授業を、通常1クラス40名を3人の教諭（1人平均13名）で担当するところ生徒6名のみで授業を行っていたことは認められるが、こ

のことから、X3の授業方法や学習指導に重大な問題があったとまでは言えないのであって、このことをもって授業持ち時間を大幅に削減する合理的理由とはならない。

⑤ 結論

以上のことを総合して勘案するに、被申立人がX3に対して行った平成9年度についてのクラス担任外しについては、合理的な理由があると判断されるので、申立人組合の主張は採用できない。ただし、このことは在職中将来にわたってまでのクラス担任外しの相当性を意味するものではない。

しかしながら、被申立人がX3に対して行った授業持ち時間の大幅削減の決定は、その手続や理由の面においても是認できるものではなく、このような被申立人の行為は、当時、労使関係で対立していた申立人組合がストライキを行ったことを奇貨として、申立人組合書記次長としてのX3の組合活動を嫌悪してなされた労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為と判断せざるをえない。

よって、当委員会は、被申立人の行ったX3の授業持ち時間の大幅な削減は、不当労働行為であると判断するが、平成9年度はもとより、平成10年度にさかのぼって授業を持たせることは不可能であり、平成11年度以降において、担当教科内の他の教員と同等の授業時間を持たせなければならない。

したがって、主文第1項のとおり命令する。

7 X4の授業持ち時間削減について

(1) 当事者の主張

① 申立人組合主張の要旨

X4の授業は優秀であり、生徒にも慕われている。被申立人は、X4の授業持ち時間削減の理由として、X4の担任クラスの生徒が学園に対して批判的であり、教科担当の教員から授業がやりにくいとの苦情があつたことを挙げているが、そのような苦情を受けたことはなく、事実と反する。

また、被申立人は、「茨城県高等学校教育研究会の事務局に専念してもらうため」等と主張しているが、X4は平成9年4月から茨城県高等学校教育研究会をやめており、理由とならない。

申立人組合の書記長であるX4の組合活動に対する制裁として、このような重大な不利益取扱いがなされたものである。

② 被申立人主張の要旨

X4が、授業中生徒に対し、学園に対する不平、不満、校長、他の教員への悪口などを頻繁に告げるため、生徒が教員に反発するなどして、授業がやりにくいなどの苦情が同僚教員からなされていたこと、平成9年度は学園が茨城県高等学校教育研究会国語部会の当番校になることから、X4に当該関係の職務も担当してもらうことを勘案し、

授業持ち時間を前年度より減らした。

なお、申立人組合は、X 4 は平成 9 年 4 月から茨城県高等学校教育研究会を脱会していると主張するが、平成 9 年度の授業持ち時間を決定し、それを発表した平成 9 年 3 月当時加入しており、事実と異なる。（また、通常、高等学校の教諭は加入しているのであり、一般的には、これを脱会することはない。）

以上述べたとおり、X 4 の授業持ち時間削減は、X 4 の個別的事情を勘案し、決定したものである。

(2) 当委員会の判断

① X 4 の経歴について

前記第 1・11・(1)で認定のとおり、X 4 は、平成 4 年に被申立人に採用されて以来、平成 8 年度まで授業を週 15 時間から 17 時間担当している。また一方で、X 4 は、申立人組合結成以来、書記長として、X 1、X 3 などともに、被申立人との団体交渉に臨んできたことが認められる。

② 授業持ち時間削減に至るまでの労使関係

前記第 1・5 で認定のとおり、申立人組合と被申立人は、当時、労使関係で鋭く対立していたことから、X 4 の授業持ち時間削減は、申立人組合が、平成 8 年 11 月にストライキを行ったことを奇貨として、申立人組合員のうち、特に X 1 などとともに積極的に組合活動を行っていた X 4 に対する制裁としてなされた不利益取扱いであると推認できなくもない。

③ X 4 に対する授業持ち時間削減について

被申立人は、平成 9 年度に、学園が茨城県高等学校教育研究会国語部会の当番校になるため、X 4 にその事務局の仕事に専念してもらうために授業持ち時間を削減したと主張するが、前記第 1・11・(2)・③で認定のとおり、被申立人は、X 4 から授業持ち時間削減の理由を求められても何の説明もしておらず、授業持ち時間を削減する本来の理由ではなかったことが推認できるのであり、就業規則に基づかない一種の懲戒処分の側面を有しているものと判断できる。

したがって、前記第 2・4・(2)・①で判断したとおり、この授業持ち時間の大幅な削減の決定には、合理的な理由が必要であり、また手続においても事前の注意・指導と改善の機会が与えられ、決定に際しては弁明や反論の機会が付与されなければならない。

被申立人は、X 4 の担任クラスの生徒が教員に反発するなど授業がやりにくいと、他の教科担任教員から苦情が出ていたため授業持ち時間を削減したと主張するが、X 4 が被申立人からクラス運営上の問題がある旨の指摘をされた事実は認められず、弁明や改善の余地を与えられることなく、一方的に授業持ち時間を削減されたものであり、手続の面において不当なものであった。また、クラス運営上支障が生じ

たという主張においても、何ら疎明がなされておらず、X4の授業方法や学習指導に重大な問題があったとまでは言えないのであって、このことをもって授業持ち時間を大幅に削減する合理的理由とはならない。

④ 結論

以上のことを総合して勘案するに、被申立人がX4に対して行った授業持ち時間の大幅削減の決定は、その手続や理由の面においても是認できるものではなく、このような被申立人の行為は、当時、労使関係で対立していた申立人組合がストライキを行ったことを奇貨として、申立人組合書記長としてのX4の組合活動を嫌悪してなされた労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為と判断せざるをえない。

よって、当委員会は、被申立人の行ったX4の授業持ち時間の大幅な削減は、不当労働行為であると判断するが、平成9年度はもとより、平成10年度にさかのぼって授業を持たせることは不可能であり、平成11年度以降において、担当教科内の他の教員と同等の授業時間を持たせなければならない。

したがって、主文第1項のとおり命令する。

8 人事問題（校務分掌と学年分掌）について

(1) 当事者の主張

① 申立人組合主張の要旨

ア 校務分掌について

被申立人は、学校の校務分掌についても、申立人組合員を極端に差別している。申立人組合結成前である平成4年度は、申立人組合員でも部長職に3名、係長職に5名が就いており、平成5年度においても部長職、主任職に申立人組合員が就いていたものであるが、平成9年度は、申立人組合員はすべての役職から外され、部長はもとより係長クラスも一人もおらず、全くの差別的扱いを受けている。

イ 学年分掌について

申立人組合員は、これまでほとんどの者がクラス担任を持っていたが、平成9年度は、組合員8名のうち1名のみが担任をもたせられただけで、その他の組合員が担任から外されてしまっている。これについては何ら合理的理由はなく、申立人組合の組合運動に対する報復攻撃であることは明らかであり、学年分掌においても明らかに差別されているのであって、不利益取扱いは明白である。

② 被申立人主張の要旨

ア 校務分掌について

申立人組合は、被申立人に対し別組合と申立人組合との差別をなくし、不当人事を撤回することを主張するが、申立人組合の主張には何ら理由のないことは明白である。

公立学校においては、校務分掌の担当を「教務主任」、「学年主任」等と称しているが、学園においては、校務分掌を部門ごとに分け、各部門の担当者を「部長」等と称しており、各教科を取りまとめる者については、「教科主任」と呼んでいる。これらの部長等は、身分・職制ではなく、他の教職員に対して指揮命令する権限を有するものではないので、一般企業の部長・課長・主任等とは明らかに異なる。なお、公立学校では、この主任に対して主任手当が支給されているが、学園においては、主任手当は一切支給されていない。したがって、校務分掌の変更は、給与の変更を伴わず、いわゆる昇格、降格と言うものではない。

校務分掌の変更は、当該教職員の他者との協調性、当該職務への対応力等を検討し適材適所を基本として、毎年見直しが行われ、年度単位で管理職である教頭が原案を作成し、校長が決定するものであって、申立人組合の主張には理由がないことは明白である。

イ 学年分掌について

高等学校においては、生徒に教科を教育するのみでなく、生徒の健全育成の見地から、生活全般、今後の進路についての指導を行うものであり、そしてこれらの指導を、第一次的に、生徒及び保護者と話し合い、行っていく者がクラス担任である。したがって、クラス担任は、指導が適切であって、生徒と接する時間を有し、現実に生徒と接し、生徒及び保護者から信頼を有する者であるか否かを検討のうえ、校長が決定するものである。

平成9年度における申立人組合員のクラス担任については、申立人組合員8名のうち、X1及びX2の2名がクラス担任なしとなったが、他の申立人組合員は、クラス担任又は学年副担任となっている。これらの決定は、個別具体的な事情を踏まえ判断したものであり、組合員であること、組合活動等を理由としたものではない。

(2) 当委員会の判断

① 校務分掌について

前記第1・12・(1)・⑤及び⑥で認定のとおり、校務分掌の変更は毎年なされており、部長や係長を務めることにより、賃金や手当等に影響はないものであることが認められる。また、部長等は、職制ではないため、他の職員に対して指揮命令する権限を有するものではなく、一般企業の部長・課長・主任等と異なることが認められる。したがって、校務分掌の変更は、経済的な処遇において変更を伴わず、いわゆる昇格、降格というべき性格を有しているものとは言えない。そしてこの校務分掌の変更は、教頭により原案が作成され、校長により決定されるものであることが認められる。

前記第1・12・(1)・⑧で認定のとおり、申立人組合が結成される以前は、平成4年度の校務分掌では、申立人組合員では、部長職に3名

が就いていたこと、平成5年度にも、申立人組合員は、部長職に3名、教科主任に2名が就いていたが、平成9年度には、申立人組合員で部長職に就いている者はいないことが認められる。

そもそも、校務分掌における役職への任命は、教師としての専門的知識や経験の有無よりは、他の教職員や保護者との協調性あるいはリーダーシップ、学園の教育・運営方針に対する理解と規律性などの適性を考慮して決定されるもので、被申立人の裁量が広く認められるものである。本件の場合、校務分掌外しであればともかく、昇格・降格というべき性格を有しないこれといった権限が与えられていない役職外しであることを考えると、申立人組合員が役職に就いていないことをもって不当労働行為であるとする、申立人組合の主張は採用できない。

なお、前記第1・12・(2)・①ないし③で認定のとおり、学園の勤務年数が長い教諭が校務分掌の部長や、学年分掌の学年主任を務める傾向があり、一度部長を務めると、外れた場合には学年主任になり、また逆に学年主任を外れると部長になっている慣例のようなものが認められ、申立人組合結成後である平成6年度以降について見れば、その例外は、平成6年度の暫定校務分掌の廃止による申立人組合員X6及びX4、平成8年度におけるX5及びX8のみであることが認められる。

この件について判断するに、平成6年度の暫定校務分掌の廃止におけるX6及びX4については、前記第1・2・(5)で認定のとおり、二人校長問題の解決によるY3校長の方針による校務分掌の変更であり、前記第1・12・(2)・③で認定のとおり、平成8年度におけるX8については、自ら部長を辞退したものであるからやむを得ないものであり、平成8年度におけるX6については、同僚教諭から同じ部署に入れないでほしいといった要望がなされているように、他の教職員との協調性等に問題があったと推認できるので、これらのことが不当なものであったとは言えない。

② 学年分掌について

申立人組合の主張によれば、これまでほとんどの組合員がクラス担任を持っていたが、平成9年度は、組合員8名のうち1名のみが担任を持たせられただけで、その他の組合員が担任からはずされてしまっている。これについては何ら合理的理由はなく、申立人組合の組合運動に対する報復攻撃であるとしている。

前記第1・12・(1)・⑧で認定のとおり、平成4年度から平成8年度までにおいて、申立人組合員のほとんどが、回数の差はあれ、クラス担任を持ったことがあるが、平成9年度においては、X8 1名のみがクラス担任を持っているだけである。

そもそも、学年分掌におけるクラス担任の決定は、教師としての専門的知識や経験の有無に加えて、クラス担任は生徒との接触が深く生

徒指導において重要な責任のある業務であることから、当該教諭の生徒の指導力、これまでの指導の適切さ、生徒や保護者から信頼を得ていること、また学園の教育・運営方針に対する理解と規律性などの適性を考慮してなされるもので、被申立人の裁量が広く認められるものであり、クラス担任を持っていないことをもって不当労働行為であるとする申立人組合の主張は採用できない。

なお、前記第1・12・(2)・⑤で認定のとおり、平成9年度において、教諭で学年主任でもなく、校務分掌の部長でもなく、教科主任でもなく、クラス担任及び学年副担任がないのは、X1及びX2のみであるが、前記第2・4・(2)・②及び同5・(2)・③で判断したとおり、X1及びX2については、両人の前年度までの勤務態度等の個別的事情により、被申立人がクラス担任なしを決定したものであり、この決定には合理的な理由があるので不利益な取扱いとまでは言えない。

③ 結論

以上のことから総合して判断するに、確かに申立人組合員は、校務分掌の部長等の役職や、学年分掌の学年主任及びクラス担任からことごとく外されている事実は作為的・不自然とも思えるが、このことをもってただちに申立人組合員であることによる差別的取扱いであり不当労働行為とまでは言うことはできず、この事実が不当労働行為であると判断するに足る具体的事実の疎明も申立人組合からなされていないのであるから、申立人組合の主張は採用できない。

9 救済方法について

申立人組合は、陳謝文の手交及び新聞掲載をも求めているが、本件においては、主文の救済をもって足りると思料する。

したがって、当委員会は、主文のとおり命令することとする。

第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

平成10年12月17日

茨城県地方労働委員会

会長 山本 吉人 ㊟

「別表 略」